

協議第14号の1

「事務事業調整（再提出）」の別添資料

事務事業調整検討表 目次

大項目	中項目	小項目	調整方針の概要	検討表ページ	担当部会	メモ
総務、企画関係事業の取扱い						
	各種計画に関する事 こと	総合計画	・新市に移行後、速やかに策定する。 ・策定においては新市建設計画との整合を図り、各市町村の現計画の事業、地域の特色を考慮して策定する。	1	企画広域	
		国土利用計画	・国において新たな国土計画のあり方が検討中である。 ことから、新市に移行後、国の制度改正にあわせ策定する。	2	土木建設	
		離島振興計画	・合併後においても引き続き計画区域となるため、粟島浦村の現計画を新市に引き継ぐ。	3	企画広域	
		新山村振興計画	・村上市、朝日村及び山北町の一部地域が指定地域である。 ・新潟県が計画策定を行う制度で、現計画はそのまま新市に引き継がれる。	4	企画広域	
		辺地整備計画	・荒川町を除く市町村の一部集落が指定されている。 ・新市に移行後、速やかに指定集落の見直しを行い計画の調整を行う。	5	企画広域	
		男女共同参画社会活動計画	・新市に移行後、男女共同参画社会基本法に基づき新たに策定する。	6	企画広域	
		過疎地域自立促進計画	・新市に移行後も、過疎地域自立促進特別措置法により新市の全域が指定地域となる。 ・新市に移行後、速やかに過疎地域自立促進計画を策定する。	7	企画広域	
		地域づくり支援に関する こと	集落センター新築・補修助成	・市町村の制度に大きな開きがあるため現行のまま新市に引き継ぎ、5年を目途に段階的に制度を統一する。	8	企画広域
	後継者対策に関する事 こと	後継者育成	・山北町の「織姫育成事業」を現行のまま新市に引き継ぐ。	9	企画広域	
		嫁婿対策	・新市に移行後、速やかに調整する。 ・粟島浦村の「結婚報奨金等」については、調整終了まで暫定的に現行制度を存続させる。	10	企画広域	
	町内会等に関する事 こと	行政機関との連携体系及び防犯組織の再編	・村上市の例により、合併時まで調整する。	11	総務財政	
		嘱託員報酬	・報酬等について市町村間に大きな差がある。 ・報酬については、3年間、現市町村の制度をそれぞれ適用し、合併後3年を目途に制度全体の見直しを行う。	12	総務財政	
生活環境事業の取扱い						
	集団下水道清掃に関する事 こと	集団下水道清掃に対する支援	・荒川町の例により、各自治会が行う清掃活動を支援するとともに、自治会単位で取り組みできない規模のものについては新市において清掃を行う。	13	住民福祉	
	ごみ処理に関する事 こと	ごみの収集方式	・全ての市町村がステーション方式を採用していることから現行のまま新市に引き継ぐ。	14	住民福祉	

事務事業調整検討表 目次

大項目	中項目	小項目	調整方針の概要	検討表ページ	担当部会	メモ
	補助金に関すること	ごみの収集回数	・収集回数等に違いがあるため、新市に移行後、地域の実情を考慮して調整を行う。	15	住民福祉	
		ごみ処理手数料	・栗島浦村以外の市町村については制度に違いが無いことから現行のまま新市に引き継ぐ。 ・栗島浦村については現制度を新市に引き継ぐとともに合併後処理体制の詳細な検討を行う。	16	住民福祉	
		合併処理浄化槽の設置補助基準	・公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外の地域に対して合併処理浄化槽の補助制度を設ける。 ・補助制度は山北町の例により浄化槽本体及び本体設置ならびに配管に要する経費を補助対象とする。 ・ただし、補助額は下水道分担金相当額を控除した額とする。	17	住民福祉	
		合併処理浄化槽維持管理費補助	・神林村が実施している浄化槽維持管理費補助制度は、合併時に廃止する。	18	住民福祉	
		生ごみ処理機補助対象物件	・ごみ減量化の観点から補助制度の充実を図る必要がある。 ・補助対象物件はコンポスト容器、EM密封容器及び電動生ごみ処理機とする。	19	住民福祉	
		生ごみ処理機補助基準の設定	・補助基準は、補助対象物件購入費の3分の1とする。 ・但し、補助対象物件ごとに補助限度額を設ける。	20	住民福祉	
広報広聴事業の取扱い						
	広報広聴に関すること	広報紙編集体制	・広報誌は本紙とお知らせ版の2種類とし、本紙は毎月1日、お知らせ版は1日と15日の発行とする。	21	企画広域	
		声の広報	・新市に移行後、行政の支援を充実させ全市に範囲を広げる方向で調整する。	22	企画広域	
		住民懇談会	・合併後広域な行政体となることから、旧市町村単位、町内会単位、各種団体単位等できる限りきめ細かな開催に努める。	23	企画広域	
		行政モニター	・村上市の例により行政モニターを設置し、行政への意見や提言を聞く機会を設ける。	24	企画広域	
地方税の取扱い						
	納税組合等に関すること	納税貯蓄組合（組合数）	・合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	25	税政	
		報奨金交付基準	・合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	26	税政	
		報償費	・合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	27	税政	
		納税取り纏め組織（組織数）	・合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	28	税政	

事務事業調整検討表 目次

大項目	中項目	小項目	調整方針の概要	検討表ページ	担当部会	メモ
		納税取り纏め組織に対する報奨金交付基準	・合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	29	税政	
		納税取り纏め組織に対する報償費	・合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	30	税政	
窓口業務の取扱い						
	窓口業務に関すること	窓口延長の実施	・実施日、時間、内容等を検討の上、地域の実情に沿った延長制度を構築する。	31	住民福祉	
母子児童福祉関係事業の取扱い						
	保育事業に関すること	通常保育時間	・通常保育時間は住民の利便を考慮し8時間保育とする。 ・開園時間は荒川町の例により平日・土曜とも午前8時からとする。	32	住民福祉	
		早朝保育	・父兄の通勤時間を考慮し早朝保育を実施する。 ・保育の時間は7:30から8:00までとする。	33	住民福祉	
		延長保育	・子育て支援のため延長保育の充実が必要である。 ・地域の実情を考慮して、19:00まで延長保育を行う。	34	住民福祉	
		乳児保育	・乳児保育を希望する家庭が増えていることから、乳児保育を行う。 ・保育対象は4ヶ月以上1歳未満の健康な乳児を対象とし、保育時間は3歳以上児と同様とする。	35	住民福祉	
		障害児保育	・障害児保育は全ての保育園で実施する。 ・受け入れ年齢は概ね3歳とし障害の程度に応じて保育士の充実を図る。	36	住民福祉	
		一時的保育事業	・一時的保育事業は、育児疲れ等保護者の救済のため今後ますます必要になってくる。 ・現在山北町で実施しているが、現状のまま新市に引き継ぎ順次拡充を図る。	37	住民福祉	
		園児送迎等マイクロバス運行事業	・計画的なマイクロバス運行の方向で調整する。 ・運行基準を定め、マイクロバスとワゴン車を適切に配置し園児の安全な輸送を行う。	38	住民福祉	
		園児送迎等タクシー委託事業	・マイクロバス等による園児の送迎実施に伴い、園児送迎タクシー事業は廃止する。	39	住民福祉	
		通園助成事業	・マイクロバス等による園児の送迎実施に伴い、神林村の通園助成金は廃止の方向で調整する。	40	住民福祉	
高齢障害福祉事業の取扱い						
	敬老事業に関すること	敬老祝品事業	・合併時まで統一した祝品を支給する方向で調整する。 ・米寿 5000円相当品、白寿 30000円相当品、 101歳以上 20000円相当品	41	住民福祉	

事務事業調整検討表 目次

大項目	中項目	小項目	調整方針の概要	検討表ページ	担当部会	メモ
		敬老会祝事業	・各市町村で対象年齢、実施方法に差異があるので、対象年齢を75歳以上として新市に移行後1年を目途に調整する。	42	住民福祉	
		高齢者表彰	・表彰制度を廃止し、敬老祝品贈呈時に祝状を添える形で実施する。	43	住民福祉	
		長寿祝い金事業	・4町村で取り組んでいるが実施内容に差異があるので、合併時までに新たな方向で調整する。 ・具体的には、100歳該当者に現金50万円を祝い金として贈呈する。	44	住民福祉	
	身体・知的障害者福祉に関すること	心身障害者福祉の訪問入浴サービス事業	・委託方式で実施する方向で調整する。	45	住民福祉	
		特殊障害者器具装備費助成事業	・装具購入費用と補装具自己負担額の2分の1を補助する方向で調整する。	46	住民福祉	
		自動車改造費助成事業	・県の制度を準用し実施する。 ・具体的には、本人運転では基準額の3分の2を、介護者運転では4分の1から2分の1を補助する。	47	住民福祉	
		障害者住宅改造費補助事業	・全市町村とも事業内容が同一なので、現行のまま新市に引き継ぐ。	48	住民福祉	
		福祉タクシー利用料金助成事業	・社会福祉協議会委託を廃止し直営で行う。 ・補助対象者は、身障手帳1～3級、療育手帳A・B、精神手帳1級とする。	49	住民福祉	
		バリアフリーまちづくり事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	50	住民福祉	
		保健衛生事業の取扱い				
地区組織に関すること	母子保健推進員	・各市町村で組織している母子保健推進員協議会を統合する。	51	住民福祉		
	健康づくり推進員、衛生自治会保健推進員	・業務内容を検討し健康推進員協議会を統合する。 ・協議会への助成は必要に応じて検討する。	52	住民福祉		
基本健診に関すること	基本健診	・ミニドックの併用を検討する。 ・健診対象を30歳以上とし、一部負担金1500円を徴する。 ・但し、70歳以上は無料とする。	53	住民福祉		
	骨粗しょう症検診	・新市に移行後、40歳、50歳の女性を対象に実施する。 ・基準額の3分の1は自己負担とする。	54	住民福祉		
	胃がん検診	・検診対象を30歳以上とし一部負担金1000円を徴する。 ・但し、70歳以上は無料とする。	55	住民福祉		
	大腸がん検診	・検診対象を40歳以上とし一部負担金500円を徴する。 ・但し、70歳以上は無料とする。	56	住民福祉		

事務事業調整検討表 目次

大項目	中項目	小項目	調整方針の概要	検討表ページ	担当部会	メモ
		肺がん検診	・40歳以上のハイリスク者を対象に実施し一部負担金500円を徴する。 ・但し、70歳以上は無料とする。	57	住民福祉	
		子宮がん検診	・30歳以上を対象に実施し、一部負担金は車検診で800円施設検診で2000円を徴する。 ・但し、70歳以上は無料とする。	58	住民福祉	
		乳がん検診	・30歳以上を対象に実施し、一部負担金は集団検診で500円、施設検診で800円を徴する。 ・但し、70歳以上は無料とする。	59	住民福祉	
		胸部レントゲン撮影	・現行のまま新市に引き継ぐ。	60	住民福祉	
農林水産事業の取扱い						
	生産調整に関すること	生産調整対策	・新市に移行後、配分方法を統一する。	61	農委産業	
	その他	農作業賃金	・合併後1年間は旧市町村の標準額等を使用し、合併2年度目から統一された標準額を使用する。	62	農委産業	
		標準小作料	・合併後1年間は旧市町村の標準額等を使用し、合併2年度目から統一された標準額を使用する。	63	農委産業	
商工・観光関係事業の取扱い						
	商工業振興に関すること	商業振興策	・村上市の補助金制度を基本に調整する。 ・荒川町プレミアム商品券は廃止する。	64	農委産業	
		中心市街地活性化基本計画	・現行のまま新市に引き継ぐ	65	農委産業	
		物産振興事業	・地元物産振興の方向で合併後調整する。	66	農委産業	
		大規模小売店対策等	・村上市の例により合併時までに調整する。	67	農委産業	
	中小企業等の支援に関すること	商工団体振興	・現行のまま新市に引き継ぐ。 ・各種補助制度については見直しを行い新しい補助基準を作成する。	68	農委産業	
	観光団体等への支援に関すること	観光協会への支援	・村上市観光協会が社団法人化する方向で調整しているので、これに合わせ各観光協会の統合を検討する。	69	農委産業	
		その他の観光団体支援	・現行のまま新市に引き継ぐ。 ・各団体についての負担金、補助金については見直しを行う。	70	農委産業	
	消費者行政に関すること	消費生活センターについて	・村上市の例により消費生活センターを設け相談体制の充実を図る。	71	農委産業	

事務事業調整検討表 目次

大項目	中項目	小項目	調整方針の概要	検討表 ページ	担当部会	メモ
土木関係事業の取扱い						
	道路除雪に関する事	除雪実施区分	・ 現行の除雪実施区分を維持し、新市に移行後新たな実施要綱の調整を行う。	72	土木建設	
		除雪路線・延長	・ 現行のまま引き継ぎ、新市に移行後除雪実施要綱を調整する。	73	土木建設	
都市整備事業の取扱い						
	都市計画に関する事	都市計画区域	・ 新市において計画区域を検討し審議会に諮る。	74	土木建設	
		都市計画道路	・ 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	75	土木建設	
		用途指定	・ 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	76	土木建設	
学校教育事業の取扱い						
	義務教育に関する事	学区、学級編成について	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。	77	教育	
		小・中学校の通学計画	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。	78	教育	
		学区外通学許可基準について	・ 学区外通学基準は当分の間村上市の基準を参考に対応する。	79	教育	
	スクールバスに関する事	スクールバス運行の時期・範囲	・ 現行のスクールバス運行基準を明文化し新市に引き継ぐ。	80	教育	
	給食に関する事	給食方式	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 粟島浦村については給食を早期実現させることを優先し民間委託の方向で検討する。	81	教育	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	各種計画	検討確認項目	総合計画	検討確認細項目	総合計画の策定について
------------	------	---------	------	------	--------	------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>名称：第3次村上市総合計画 期間：基本構想 平成22年度 基本計画 平成17年度 実施計画：3か年のローリング方式 作成方法：コンサルト委託なし 策定委員会、部会、幹事会等 住民参加：開発審議委員会（各種団体から）25人 市民アンケート</p>	<p>名称：第4次荒川町総合計画 期間：基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画（前期） 平成13年度～平成17年度 実施計画 毎年度3か年のローリング方式 作成方法 コンサルトに委託 住民参加 荒川町総合計画審議会 19人 住民アンケート</p>	<p>名称：第4次神林村総合計画 期間：基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画（前期） 平成13年度～平成17年度 実施計画 毎年度3か年のローリング方式 作成方法 コンサルトに委託 住民参加 審議員の人数 15人 内訳 村議会議員5人 農業委員会委員1人 関係団体の役職員3人 学識経験を有する者4人 一般住民代表2人 住民アンケート調査</p>	<p>名称：第4次朝日村総合計画 期間 基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画（前期） 平成13年度～平成17年度 基本計画（後期） 平成18年度～平成22年度 実施計画 毎年度3か年のローリング方式 作成方法 コンサルトに委託 住民参加 審議会委員 15人 「村民意識調査(アンケート)」</p>	<p>名称：第4次山北町振興計画 期間 基本構想 平成8年度～平成17年度 前期基本計画 平成8年度～平成12年度 後期基本計画 平成13年度～平成17年度 実施計画 毎年度3か年のローリング方式 住民参加 審議委員数 25人 アンケート 基本構想を作成時に実施</p>	<p>名称：第2次粟島浦村総合計画 期間 基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画（前期） 平成13年度～平成17年度 基本計画（後期） 平成18年度～平成22年度 実施計画 毎年度3か年のローリング方式 作成方法 企画係作成</p>	<p>該当なし</p>

課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の現計画の基本構想期間が最長で平成22年度までである。 ・策定方法：コンサルト委託の有無。 ・住民参加：審議委員会委員、アンケート等。 	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>				
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額		
調整方針	新市に移行後、速やかに調整（策定）する。	村上市	2,700			
処理の時期	合併後	荒川町	7,959			
具体的処理方法	地方自治法に基づき、新市において速やかに策定する。策定においては、新市建設計画との整合を図るとともに、各市町村の現計画の事業、地域の特色を考慮する。	神林村	6,813			
		朝日村	9,000			
根拠条例・規則等	地方自治法第2条	山北町	3,131			
		粟島浦村	10			
		広域事務組合				
		計	29,613	9,000	-20,613	
		検討結果	備考	は計画策定当初の経費		

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 5 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	国土計画	調整項目	土地利用	検討確認項目	土地利用	検討確認細項目	国土利用計画
------------	------	------	------	------	--------	------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
国土利用計画の有無：有 第3次国土利用計画（村上市計画） 計画目標年次 平成22年 自然環境の保全と活用、必要な農用地の確保、歴史的風土の保存、治山治水に十分配慮し、土地の有効利用を促進する。	国土利用計画の有無：無	国土利用計画の有無：無	国土利用計画の有無：無	国土利用計画の有無：無	国土利用計画の有無：無	

課題・問題点	村上市のみ計画有り	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	国の制度改正にあわせ策定する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	国において、新たな国土計画制度のあり方を検討中である。新市において策定する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等	国土利用計画法	広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 1 - 3 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	各種計画	検討確認項目	離島振興計画	検討確認細項目	離島振興計画の策定について
------------	------	---------	------	------	--------	--------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	名称 粟島浦村離島振興計画計画 期間 平成15年度～平成24年度 地区 粟島地区(全村 2集落)	該当なし

課題・問題点	・合併後においても、引き続き計画区域となる。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -	
調整方針	粟島浦村の例により、現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市			
処理の時期	合併後	荒川町			
具体的処理方法	合併後においても、引き続き計画地域となるため、現行の事業内容のまま新市に引き継ぐ。	神林村			
		朝日村			
根拠条例・規則等	離島振興法第3条	山北町			
		粟島浦村	10		
		広域事務組合			
		計	10	50	40
		備考	は計画策定当初の経費		

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 1 - 4 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	各種計画	検討確認項目	新山村振興計画	検討確認細項目	新山村振興計画について
------------	------	---------	------	------	--------	---------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
	該当なし	該当なし	平成15年度 第5期山村振興計画策定 期間 平成11年度～平成20年度 区域 朝日村の一部指定 (旧籠腰村・旧三面村・旧高根村 旧塩野町村)	名称 新山村振興計画 期間 平成10年度～平成19年度 区域 山北町の一部指定 (旧中俣村・旧黒川俣村・旧下海府村)	該当なし	該当なし

課題・問題点	・村上市の一部、朝日村の一部、山北町の一部地域が指定地域。 ・県が計画策定を行う制度。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行の内容のまま新市に引き継ぐ。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	県が旧市町村単位で計画策定しているが、現在の計画は引き継がれる。	神林村		
		朝日村	100	
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等	山村振興法第8条	広域事務組合		
		計	100	100
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 1 - 5 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	各種計画	検討確認項目	辺地整備計画	検討確認細項目	辺地整備計画について
------------	------	---------	------	------	--------	--------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
名称：辺地総合整備計画 期間：平成12年度～平成16年度 地域：門前辺地、菅沼辺地 辺地名：菅沼、赤沢、門前、上山田、馬下	該当なし	名称：南大平辺地総合整備計画 河内辺地総合整備計画 期間：平成12年度～平成16年度	名称 辺地総合整備計画 期間 平成13年度～平成17年度 区域（地区名） 小揚 岩崩 茎太 千縄 高根 薦川 荒沢 蒲萄 計 8地区	名称：辺地総合整備計画 期間：平成12年度～平成16年度 区域：山北町の一部、16集落	名称：辺地総合整備計画 期間：平成13年度～平成17年度 区域（地区名）：粟島地区	該当なし

課題・問題点	・荒川町を除く市町村の一部集落が指定されている。 ・集落単位で点数制により指定されている。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	新市に移行後、速やかに調整する。	村上市	50		
処理の時期	合併後	荒川町			
具体的処理方法	新市に移行後、新たに点数計算し、指定集落が決定される(新庁舎の位置等によっても点数は異なる)。	神林村	50		
		朝日村	50		
根拠条例・規則等	辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条	山北町	50		
		粟島浦村	10		
		広域事務組合			
		計	210	210	0
		備考	は計画策定当初の経費		

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 3 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	男女共同参画社会	検討確認項目	活動計画	検討確認細項目	男女共同参画社会活動計画について
------------	------	---------	------	----------	--------	------	---------	------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
名称：村上市女性プラン 期間：平成16年度 （平成7年度策定） 実施計画：3年毎に見直しと 達成度評価を実施 策定：策定委員会、庁内策定会議 住民参加：策定委員会（各種団体） アンケート	なし	なし	なし	なし	なし	なし

課題・問題点	・男女共同参画社会基本法により、市町村の男女共同参画計画策定の努力義務が明記されている。 ・現行は村上市のみで期間が平成16年度までとなっている。					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
						現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	新市に移行後、新たな方向で検討する。					村上市	700		
処理の時期	合併後					荒川町			
具体的処理方法	合併後、法に基づき策定をする。					神林村			
						朝日村			
根拠条例・規則等	男女共同参画社会基本法					山北町			
						粟島浦村			
						広域事務組合			
					計	700	700	0	
					備考	はプラン策定当初の経費			

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 1 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	各種計画	検討確認項目	過疎地域自立促進計画	検討確認細項目	過疎地域自立促進計画の策定について
------------	------	---------	------	------	--------	------------	---------	-------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当なし	該当なし	名称 準過疎地域自立促進計画（前期） 期間 平成12年度～平成16年度 地区 神林村全域	名称 朝日村過疎地域自立促進計画 期間 平成12年度～平成16年度 地区 朝日地区（全村 46集落）	名称 過疎地域自立促進計画 期間 平成12年度～平成16年度まで 地区 山北町全域を指定	名称 粟島村過疎地域自立促進計画 期間 平成12年度～平成16年度 地区 粟島地区（全村 2集落）	該当なし

課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域自立促進特別措置法により、地域指定が新市の全地域となる。 後期計画（平成17年度～平成21年度）を策定しなければならない。 	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	新市に移行後、速やかに調整（計画策定）。	荒川町			
処理の時期	合併後	神林村	50		
具体的処理方法	新市において、速やかに計画を策定する必要がある。	朝日村	50		
		山北町	50		
根拠条例・規則等	過疎地域自立促進特別措置法第6条、第33条	粟島浦村	10		
		広域事務組合			
		計	160	160	0
		備考	は計画策定当初の経費		

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 5 - 3 - 4

協定項目・その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	地域振興	検討確認項目	地域づくり支援(補助金制度)	検討確認細項目	集落センター新築・補修助成
----------	------	---------	------	------	--------	----------------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>町内公民館の新築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 5% ・限度額 50万円 <p>国県補助事業による場合はの地元に対する上乗せ補助はなし。</p> <p>町内公民館の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 5% ・限度額 50万円 	<p>集落センターの新築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 50%以内 (県事業に認定された場合のみ該当。県標準事業費を除く町上積補助) ・限度額 100万円以内 <p>集落センターの増改築・補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助なし <p>公民館地区分館の新築、改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 40世帯未満 ・補助率 50% ・限度額 1,000万円 40世帯以上 ・補助率 50% ・限度額 1,200万円 <p>公民館地区分館の増築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 50% ・限度額 50万円 <p>(補助を受けずに建築した既存の分館は、200万円を限度とする)</p> <p>公民館地区分館の修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 50% (50万円以上) ・限度額 50万円 <p>集落センター、公民館地区分館の下水道整備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 100% ・限度額 120万円 <p>(町の制度資金を利用した場合は、元利金について補助する)</p> <p>公民館敷地補助金 85千円/年</p>	<p>集落集会所の新築・増改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 40世帯未満 ・補助率 70%以内 ・限度額 1,300万円 40世帯以上 ・補助率 70%以内 ・限度額 1,600万円 80世帯以上 ・補助率 70%以内 ・限度額 1,900万円 <p>集落集会所の大規模改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 40世帯未満 ・補助率 60%以内 ・限度額 600万円 40世帯以上 ・補助率 60%以内 ・限度額 700万円 80世帯以上 ・補助率 60%以内 ・限度額 800万円 <p>集落集会所の水洗化の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 50%以内 ・限度額 50万円以内 <p>県福祉まちづくり条例による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 50%以内 ・限度額 75万円 <p>国県の補助金がある場合は、交付金額を控除する。</p>	<p>集落センターの新築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 36.25%以内 ・限度額 なし <p>集落センターの増改築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 36.25%以内 ・限度額 なし <p>集落センターの修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常のものは集落対応とし、災害等による場合は、内容や事業費を助成のうえ、その都度対応 	<p>1 集会所の新築・改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益戸数50戸未満 補助基本額 800万円を限度としその50%を補助する。 受益戸数50戸以上 補助基本額 1000万円を限度としその50%を補助する。 <p>2 集会所の改修・増築</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益戸数20戸未満 補助対象経費から5万円を控除した額の60%以内 20戸以上30戸未満 補助対象経費から15万円を控除した額の60%以内 30戸以上50戸未満 補助対象経費から20万円を控除した額の50%以内 50戸以上100戸未満 補助対象経費から35万円を控除した額の50%以内 100戸以上 補助対象経費から50万円を控除した額の50%以内 <p>補助基本額は500万円を限度</p> <p>集落1戸当たりの実質負担が5万円を超える場合は補助金を追加する。</p> <p>国県の補助事業に該当しない場合に適用する。</p> <p>国県の補助事業による場合は、8万円を限度とし、分担金を徴収</p>	<p>集落センターの新築については、産業建設課で要望等を取りまとめ、担当課で各種補助事業を活用し事業実施している。</p> <p>また、補修については日常の維持補修については各集落対応とし、災害等の被害によるものなどは、内容・事業費を助成のうえ、その都度対応する。</p>	なし

課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・新築の場合は、ほとんどが国県補助事業を活用しているが、地元負担に対する補助率に相違がある。 ・集落センターはほとんど整備されたが、老朽化により改築等が予想される。 ・補修に対する補助率にも相違がある。 	調整後における事業費等影響額																																				
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>現況予算額</td> <td>調整後予算見込額</td> <td>影響額</td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>6,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>19,750</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>43,201</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>69,751</td> <td>69,751</td> <td>0</td> </tr> </table>				現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市				荒川町	6,800			神林村	19,750			朝日村	43,201			山北町				粟島浦村				広域事務組合				計	69,751
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																			
村上市																																						
荒川町	6,800																																					
神林村	19,750																																					
朝日村	43,201																																					
山北町																																						
粟島浦村																																						
広域事務組合																																						
計	69,751	69,751	0																																			
調整方針	各市町村の制度に大きな開きがあるため、現行のまま新市に引継ぎ、段階的に統一する。																																					
処理の時期	合併後																																					
具体的処理方法	現行のまま新市に引継ぎ、5年を目標に段階的に統一する。(山北町の例を参考に、新たな要綱を策定する。)																																					
根拠条例・規則等	<p>村上市町内公民館設置事業補助金要綱、村上市コミュニティ施設整備事業資金貸付規則、荒川町集落開発センター整備事業実施要綱、荒川町公民館地区分館整備事業実施要綱、神林村集落集会所施設整備事業補助金交付要綱、山北町集落集会所施設整備事業補助金交付要綱、山北町集落集会所施設建設事業の分担金徴収条例</p>	検討結果																																				
		備考	・事務事業の調整に伴う事業費等の影響はない。																																			

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 5 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	地域振興	検討確認項目	地域振興事業	検討確認細項目	後継者育成
----------	------	---------	------	------	--------	--------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
なし	なし	なし	なし	<p>織り姫育成事業 山北町において、1,400年以上前から受け継がれてきた伝統工芸「しな織り」も現在では、高齢化と過疎化により後継者の不足が懸念されている。この「しな織り」の後継者を確保するために町内に限らず広く多くの方々に呼びかけ「織り姫」を募集し育成していく。</p> <p>対象者 18歳からおおむね35歳の女性</p>	なし	なし

課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 山北町でのみ実施している。 県単補助(新新潟人定住促進事業・3年間)の対象となっている。 補助が切れた後の財源に課題がある。 	調整後における事業費等影響額																																				
		<p style="text-align: right;">単位:千円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>現況予算額</td> <td>調整後予算見込額</td> <td>影響額</td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>1,111</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,111</td> <td>1,111</td> <td>0</td> </tr> </table>				現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市			-	荒川町				神林村				朝日村				山北町	1,111			粟島浦村				広域事務組合				計	1,111
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																			
村上市			-																																			
荒川町																																						
神林村																																						
朝日村																																						
山北町	1,111																																					
粟島浦村																																						
広域事務組合																																						
計	1,111	1,111	0																																			
調整方針	現行の制度を継続する。																																					
処理の時期	合併後																																					
具体的処理方法	山北町の現行制度をそのまま引き継ぎ、新市に移行後も引き続き取り組む。																																					
根拠条例・規則等		検討結果	備考																																			

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 5 - 2 - 3

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	地域振興	検討確認項目	地域振興事業	検討確認細項目	嫁婿対策
------------	------	---------	------	------	--------	--------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
なし	後継者対策事業 1. 目的 若者の地元定住の促進、後継者の結婚対策等を進め活力ある町づくりを図ることを目的とする。 2. 主な事業 結婚相談事業（結婚相談所開設） 若者交流の集い 3. その他 荒川町後継者対策協議会委員 9人 荒川町結婚相談員 10人	なし	なし	町内の独身男性と、出会いの機会を創出する。 主な事業 ・週末百姓やってみ隊 （長期に渡る農業、生業体験交流による地域ファンづくりと自然なカップル誕生） ・意識改革講座の開催 ・国際結婚家族交流会 ・独身男性希望者による中国体験研修 その他 ・縁結び相談員 3人	・よめむこ対策委員会 ・結婚報償金等 結婚祝金 1組につき5万円 結婚幹旋者報奨金 1人につき50万円 貸付金 1人につき限度額200万円 ・交流会	なし

課題・問題点	・荒川町、山北町、粟島浦村で実施している。 ・継続する場合、新市で実施するのか、地区単位で実施するのか。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。	村上市		
		荒川町	1,500	
処理の時期	合併後	神林村		
		朝日村		
具体的処理方法	合併後、粟島浦村の結婚報償金等については調整終了までの期間現行制度を存続させる。	山北町	7,385	
		粟島浦村	5,170	
根拠条例・規則等	荒川町：後継者対策協議会設置規程、荒川町結婚相談員設置要綱 粟島浦村：粟島浦村若者定住促進に関する条例、粟島浦村若者定住促進に関する規則	広域事務組合		
		計	14,055	14,055
		備考		0

事務事業調整検討表

総務財政 部会 総務人事 分科会

分科会長 村上市 田嶋雄洋

番号 1 - 1 - 12 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	総務人事	調整項目	住民団体機関	検討確認項目	町内会・自治会	検討確認細項目	行政機関との連携体系及び防犯組織の再編について
----------	------	------	------	--------	--------	---------	---------	-------------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	岩船広域
<p>・各地区区長会事務局を市職員が担当し連携をとっている。 岩船、上海府両地区は各連絡所長、村上、瀬波、山辺里の3地区は係長以上の職の職員</p> <p>・年に1度、区長会連絡協議会として各地区から市へ要望を提出。市がこれに回答することも連携の一つか。</p> <p>・111町内109人(2町内は兼務)</p>	<p>荒川町区長会 区長役員会(5) 区(32) 年2回区長会議開催</p> <p>32集落31人</p>	<p>神林村事務嘱託員連絡協議会</p> <p>年2回連絡協議会開催</p> <p>39集落39人</p>	<p>・嘱託員(区長)を通じて、村行政の周知徹底を図っている。 年2回嘱託員協議会開催</p> <p>46集落46人</p>	<p>集落総代を置くのみで連合体はない。 毎春1回集落総代・嘱託員会議を開催</p> <p>46集落50人</p>	<p>・組長を通じて住民への連絡を行っている。 年1回開催</p> <p>2地区2人</p>	
<p>・市の財政負担 村上地区連合防犯協会(事務局 村上警察署生活安全課)分担金 年額311,000円</p> <p>・市内各地区防犯協会は任意で設立(協会がある場合、各地区区長会が兼ねている)</p>	<p>荒川町防犯組合 ・保内地区防犯連絡協議会 ・金屋地区防犯連絡協議会</p>	<p>神林村防犯組合 村長・地区自治防犯委員 45名</p> <p>神林村防犯組合規約による (補助金) 神林村防犯組合補助金 平成13年度実績 30千円 平成14年度予算 30千円</p>	<p>・朝日村防犯連絡協議会 犯罪や事故のない安全で明るく みよい地域づくりを推進</p> <p>嘱託員協議会と同メンバー 村から70,000円の補助</p>	<p>山北町防犯連絡協議会 山北町防犯連絡協議会会則</p> <p>構成 町長、助役、議会議長、教育長 町立小・中学校長代表 村上高校山北分校代表 青少年健全育成町民会議代表 少年指導員代表 集落総代等</p> <p>顧問 村上警察担当課長 府屋交番所長 年1回総会及び防犯研修会開催</p>	なし	

課題・問題点	区長(総代)組織と防犯組織は同じである。また、区長(総代)が331人となり、旧地区の組織及び連合体が必要である。	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	村上市の例により、合併時までに調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	260		-
処理の時期	合併前	荒川町	246		
		神林村	127		
具体的処理方法	村上市の例により、合併時までに調整する。	朝日村	169		
		山北町	171		
根拠条例・規則等	なし	粟島浦村	-		
		岩船広域	-		
		計	973	973	0
		備考	防犯関係予算のみ計上		

事務事業調整検討表

総務財政 部会 総務人事 分科会

分科会長 村上市 田嶋雄洋

番号 1 - 1 - 12 - 1 - 4

協定項目・その他	分科会名	総務人事	調整項目	住民団体機関	検討確認項目	町内会・自治会	検討確認細項目	嘱託員について
----------	------	------	------	--------	--------	---------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	岩船広域														
<p>[人数] 市嘱託員=各町区長 111町内・109人(2町内は兼務)</p> <p>[任期] 後任者が委嘱されるまでの間</p> <p>[職務] ・文書の伝達等 ・本市から出された指導、諸注意、行事等の周知徹底 ・町内の世帯数及び人員の把握並びに異動手続の指導 ・町内住民の申出、希望その他行政上のあつせん ・町内の世論のとりまとめ及び指導</p> <p>[報酬] (区長年額報酬) 100世帯以下 @100,400 101~200 @105,600 201~300 @110,900 301以上 @116,200</p> <p>[報償費] 世帯割 @90×世帯数×12月 均等割 @1,000×町内数×12月 年末報償費 @6,000×区長数 行政協力費 @22,000×町内数</p> <p>協議会等に支給する経費 区長会行政協力費 220,000円 総会費 330,000円</p>	<p>[人数] 32集落31人</p> <p>[任期] 後任者が委嘱されるまでの間</p> <p>[職務] ・文書の伝達等 ・町から出された指導、諸注意、行事等の周知徹底 ・集落内の世帯数及び人員の把握並びに異動手続きの指導 ・集落住民の申出、希望その他行政上のあつせん</p> <p>[報酬] (区長年額報酬) 世帯割 @3,100×世帯数 均等割 @120,000×地区</p> <p>[費用弁償] 1回 @1,000×3回 研修旅行 @10,000×区長</p> <p>[需用費] 食糧費 @10,000×区長</p> <p>協議会等に支給する経費 活動費補助金 200,000円</p>	<p>[人数] 各集落から1名 計39名</p> <p>[任期] 後任者が委嘱されるまでの間</p> <p>[職務] ・文書の配布 ・村から出された指導、行事等の周知 ・集落内の世帯数及び人員の把握</p> <p>[報酬] 神林村非常勤特別職等(議会職を除く)の報酬費用弁償支給条例 平成13年度実績 15,924千円 平成14年度予算 15,925千円</p> <table border="1"> <tr><th>世帯数</th><th>報酬(年額)</th></tr> <tr><td>99まで</td><td>86,000</td></tr> <tr><td>100~199</td><td>122,000</td></tr> <tr><td>200~299</td><td>159,000</td></tr> <tr><td>300以上</td><td>196,000</td></tr> </table> <p>上記表の金額に世帯割額1世帯当たり4,600円を加算</p> <p>協議会等に支給する経費 嘱託員連絡協議会 273,000円</p>	世帯数	報酬(年額)	99まで	86,000	100~199	122,000	200~299	159,000	300以上	196,000	<p>[人数] 46集落46人</p> <p>[任期] 後任者が委嘱されるまでの間</p> <p>[職務] ・住民に対する広報誌等の配布その他一般周知事項の伝達、回覧及び配布 ・村から出された諸指導、諸注意又は行事等の周知徹底 ・村内住民の申出、希望その他事務上の連絡あつせん ・住民に対する文書その他の送達</p> <p>[報酬] (区長年額報酬) 均等割 113,000 世帯割 @5,200×世帯数</p> <p>協議会等に支給する経費 嘱託員協議会 400,000円</p>	<p>[人数] 46集落50人</p> <p>[任期] 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>[職務] ・広報誌等の配布、その他一般周知事項の伝達、回覧及び配布等 ・文書その他の送達 ・諸注意又は行事等の周知徹底 ・住民の申し出、希望その他行政事務上の連絡斡旋 ・集落内の世帯、人員の把握、移動手続の指導 ・選挙執行時の入場券、選挙公報の配布 ・税等の納付奨励 ・その他町長が特に委託した事務</p> <p>[報酬] 平成13年度実績 15,292千円 平成14年度実績 15,386千円</p> <table border="1"> <tr><th>基本額</th><th>年額8万円</th></tr> <tr><td>世帯割</td><td>世帯4,500円以内</td></tr> </table> <p>合計額が134,000円に満たない場合は、134,000円を超えない範囲で調整</p> <p>集落運営補助金 徴税手当金 世帯割 @500×世帯数 *限度額50,000円 集落施設等会場借上料 @5,000×集落</p>	基本額	年額8万円	世帯割	世帯4,500円以内	<p>[人数] 2地区2人</p> <p>[報酬] (区長年額報酬) 区長 地区1名 年報酬110,000円 副区長 地区1名 年報酬50,000円 組長 13名 年報酬30,000円 (内浦10名・釜谷3名)</p>	
世帯数	報酬(年額)																			
99まで	86,000																			
100~199	122,000																			
200~299	159,000																			
300以上	196,000																			
基本額	年額8万円																			
世帯割	世帯4,500円以内																			

課題・問題点	嘱託員(区長)の職務については同じである。しかし、報酬、報償費及び補助金等については、市町村に大きな差がある。			調整後における事業費等影響額 単位:千円			
調整方針	報酬等については、新市において、3年間現市町村の制度を適用し、3年後制度全体について見直しを行う。			現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時			村上市	27,704	27,704	0
具体的処理方法	報酬等については、新市において、3年間現市町村の制度を適用し、3年後制度全体について見直しを行う。			荒川町	15,326	15,326	0
根拠条例・規則等	村上市嘱託員規則 荒川町行政事務設置条例 神林村事務嘱託員連絡協議会規約 朝日村嘱託員協議会会則 山北町集落嘱託員に関する規則 村上市非常勤特別職員給与に関する条例 荒川町非常勤特別職の職員等の報酬等に関する条例 神林村非常勤特別職等(議会職員を除く)の報酬費用弁償支給条例 朝日村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			神林村	17,008	17,008	0
				朝日村	21,989	21,989	0
				山北町	17,189	17,189	0
				粟島浦村	710	710	0
				岩船広域			
	計	99,926	99,926	0	備考		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 1 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	環境衛生	調整項目	公衆衛生事業	検討確認項目	集団下水路清掃に対する支援	検討確認細項目	集団下水路清掃に対する支援について
------------	------	------	------	--------	--------	---------------	---------	-------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<ul style="list-style-type: none"> 町内で行う清掃活動で、汚泥の回収、処理に清掃車（業者）を用意 排水路清掃 町内活動でできない大きな排水路を市が直接清掃（委託）する 	<ul style="list-style-type: none"> 町内で行う清掃活動で、汚泥の回収、処理に清掃車（業者）を用意（ごみ収集運搬に含まれている） 排水路清掃 町内活動でできない大きな排水路を町が直接清掃（委託）する ポンプの電気料金 	<ul style="list-style-type: none"> 荒川沿岸土地改良区へ管理委託 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 【町内で行う清掃活動で、汚泥の回収、処理に清掃車（業者）を用意】（道路維持（側溝）として建設課担当） 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	

課題・問題点	道路側溝を代用している下水路は、下水道整備の進展により道路付帯施設として管理されるべきものであるが、当分の間現行の体制を維持する必要がある。 大きな排水路も下水道整備の進展、又は合併処理浄化槽の普及により水質の浄化が見込めるが、雑草の繁茂は抑制できない。従って、水辺環境の整備の観点から一層充実した制度とする必要がある。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	荒川町の例により、合併時までに調整する。	村上市	4,020	4,020	-
処理の時期	合併時	荒川町	2,560	2,560	
具体的処理方法	荒川町の例により、各自治会が行う清掃活動を支援するとともに、自治会単位で取り組み得ない規模のものは、新市において清掃を行う。各市町村の実施状況を踏まえ、支援の拡充を図る。	神林村	240	1,000	760
		朝日村		1,000	1,000
		山北町		1,000	1,000
		粟島浦村		500	500
		広域事務組合			
根拠条例・規則等		計	6,820	10,080	3,260
		備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 3 - 1 - 3

協定項目 ・ その他	分科会名	環境衛生	調整項目	廃棄物処理	検討確認項目	ごみ処理計画	検討確認細項目	収集方式について
------------	------	------	------	-------	--------	--------	---------	----------

村上市 ・ 全てステーション方式 (市内 約650ヶ所)	荒川町 全ての収集 ステーション方式	神林村 ・ 全てステーション方式	朝日村 ステーション方式 (村内154ヶ所)	山北町 ・ ステーション方式(112箇所)	粟島浦村 ・ ステーション方式(6箇所)	広域事務組合
------------------------------------	--------------------------	---------------------	------------------------------	--------------------------	-------------------------	--------

課題 ・ 問題点	特になし。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。	神林村		
		朝日村		
根拠条例 ・ 規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 3 - 1 - 4

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	廃棄物処理	検討確認項目	ごみ処理計画	検討確認細項目	収集回数について
----------	------	------	------	-------	--------	--------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
もえるごみ (全域 週3回) もえないごみ (4区域別 2ヶ月に各1回) びん・缶・乾電池 (全域 偶数月及び7月 各1回) ペットボトル (全域 偶数月及び7月 各1回) 新聞紙 (全域 毎月1回) 牛乳パック・チラシ・本類 (2区域別 毎月各1回) ダンボール (全域 毎月1回) 発泡スチロール・トレイ (全域 偶数月1回) プラスチック製容器包装 (全域 毎月2回)	可燃ごみ (3区域別 週2回) 不燃ごみ・粗大ごみ (3区域別 年3回) 有害ごみ (3地域別 年2回) 資源ごみ類 (3地域別 月1回・ただし1月・2月は収集しない)	1 可燃ごみ 2回/週 2 不燃ごみ 1回/2か月 3 資源ゴミ 1回/月 4 廃乾電池 1回/年	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 資源ごみ 月1回 粗大ごみ 年1回	・3区域制 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 資源ごみ 缶 月1回 びん 月1回 ペットボトル 月1回 発泡スチロール・トレイ 月1回 紙類 月1回 その他プラスチック 月1回	全域毎日(月-金曜日)	

課題・問題点	市町村によって収集回数が違う。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	新市に移行後、地域の実情を注視しつつ調整する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	新市に移行後、地域の実情を考慮し収集回数を調整する。(新市内全域で統一する必要はない。)	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 3 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	廃棄物処理	検討確認項目	ごみ処理有料化	検討確認細項目	処理手数料について
----------	------	------	------	-------	--------	---------	---------	-----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
負担基準 家庭系ごみ及び事業系ごみ(1日の排出量が1.5kg以下で市の収集日程に従い排出できる者) 指定袋(大) 1枚 3.5円 指定袋(中) 1枚 2.5円 指定袋(小) 1枚 1.5円 シール 1枚 100円 納付方法 指定袋及びシール購入時に納入	負担基準 家庭系ごみ及び事業系ごみ(1日の排出量が1.5kg以下で町の収集日程に従い排出できる者) 指定袋(大) 1枚 3.5円 指定袋(中) 1枚 2.5円 指定袋(小) 1枚 1.5円 シール 1枚 100円 納付方法 指定袋及びシール購入時に納入	負担基準 家庭系ごみ及び事業系ごみ(1日の排出量が1.5kg以下で町の収集日程に従い排出できる者) 指定袋(大) 1枚 3.5円 指定袋(中) 1枚 2.5円 指定袋(小) 1枚 1.5円 シール 1枚 100円 納付方法 指定袋及びシール購入時に納入	負担基準 家庭系ごみ及び事業系ごみ(1日の排出量が1.5kg以下で町の収集日程に従い排出できる者) 指定袋(大) 1枚 3.5円 指定袋(中) 1枚 2.5円 指定袋(小) 1枚 1.5円 シール 1枚 100円 納付方法 指定袋及びシール購入時に納入	負担基準 家庭系ごみ及び事業系ごみ(1日の排出量が1.5kg以下で町の収集日程に従い排出できる者) 指定袋(大) 1枚 3.5円 指定袋(中) 1枚 2.5円 指定袋(小) 1枚 1.5円 シール 1枚 100円 納付方法 指定袋及びシール購入時に納入	負担基準 月額 一般家庭 525円 旅館・民宿その他営業者 1,050円 納付方法 納付書による年4回納付	

課題・問題点	粟島浦村を除く市町村は調整済みである。粟島浦村については、収集及び処理体制が大きく違うので詳細な検討が必要である。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	粟島浦村以外の市町村は現行のまま新市に引き継ぎ、粟島浦村については合併後においてできるだけ早い時期に同じ処理手数料にする。	村上市	47,520	47,520	0
処理の時期	合併時	荒川町	11,000	11,000	0
具体的処理方法	粟島浦村以外の市町村は現行のまま新市に引き継ぐ。粟島浦村については、現行制度を新市に引き継ぐとともに合併後速やかに処理体制の詳細な検討を行う。	神林村	10,000	10,000	0
		朝日村	15,552	15,552	0
		山北町	12,850	12,850	0
根拠条例・規則等	各市町村条例、規則	粟島浦村	1,275	1,275	0
		広域事務組合			
		計	98,197	98,197	0
		備考			

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 2 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	尿処理・生活排水対策	検討確認項目	合併処理浄化槽	検討確認細項目	設置補助基準について
----------	------	------	------	------------	--------	---------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・補助制度なし	基準なし 交付実績(平成13年度)	・補助制度なし ただし、下水道整備区域にあって、管路の敷設が困難な場所については、村が合併処理浄化槽を設置する。	・対象地域 特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外で村長が特に認めた特定の住宅等 ・補助の対象 対象の地域内において村が定めた要件を満たすもの ・補助基準 5人槽 910千円 6人槽 1,130千円 7人槽 1,240千円 8人槽 1,500千円 9人槽 1,630千円 10人槽 1,770千円 ・交付実績 (平成13年度) 11基 14,100千円 朝日村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	1 基準 ・補助対象区域 下水道事業計画区域外の住宅等 ・補助対象 合併処理浄化槽本体及び本体の設置に要する経費 本体から放流に係る配管に要する経費 上記の経費の95%を補助 2 交付実績 (平成13年度) 25基 32,298千円 (根拠条例、規則等) ・山北町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	・補助制度なし	

課題・問題点	合併処理浄化槽補助をしている市町村としていない市町村がある。補助を実施している市町村にあっては、申請者によって額のバラツキが大きい。下水道分科会と協議を要する。下水道計画区域外の地域に対して環境の観点から合併処理浄化槽を推進する必要がある。	調整後における事業費等影響額 単位：千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	山北町の例により、合併時までに調整する。	村上市	7,000	7,000
処理の時期	合併時	荒川町	2,000	2,000
具体的処理方法	山北町の例による。(補助額は下水道分担金相当額を控除した額とする) 審査基準を設ける。公共下水道・農業集落排水事業の区域外合併処理浄化槽の補助制度を設ける。	神林村	2,000	0
		朝日村	7,440	16,800
根拠条例・規則等	山北町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	山北町	33,250	0
		粟島浦村		0
		計	42,690	61,050
		備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会
 分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 2 - 3 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	環境衛生	調整項目	し尿処理・生活排水対策	検討確認項目	合併処理浄化槽	検討確認細項目	維持管理費補助について
------------	------	------	------	-------------	--------	---------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当なし	なし	単独浄化槽を設置した場合の維持管理費と合併処理浄化槽を設置した場合の維持管理費の差額を補助する。	該当なし	制度なし	補助制度なし	

課題・問題点	神林村のみ維持管理費を補助している。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	合併時に廃止する。	村上市		0	
処理の時期	合併時	荒川町		0	
具体的処理方法	神林村は、該当集落と協議し廃止する。	神林村	486	-486	
		朝日村		0	
		山北町		0	
		粟島浦村		0	
		広域事務組合		0	
根拠条例・規則等		計	486	0	-486
		備考			

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 3 - 3 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	環境衛生	調整項目	廃棄物処理	検討確認項目	生ごみ処理	検討確認細項目	補助対象物件等について
------------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
補助対象 ・電動生ごみ処理機（H14年度から） （根拠条例・規則等） ・村上市生ごみ処理機器購入費 補助金交付要綱	補助対象 コンポスト容器	・生ごみ処理用機器全般	生ごみ処理容器（平成5年度から） 有効微生物群密閉処理容器 （平成7年度から）	補助対象 ・EM密封容器 ・コンポスト容器（H14年度から） ・電動生ごみ処理機（" "） （根拠条例・規則等） ・山北町生ごみ処理容器等購入費	該当なし	

課題・問題点	粟島浦村を除き補助制度があるが、内容に相違がある。 生ごみ処理については、ごみの減量化の観点から今後重要な問題になってくる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	合併時までに調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	補助制度の充実を図る必要がある。 補助対象をコンポスト容器、EM密封容器、電動生ごみ処理機とする。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等	各市町村生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱	山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考	「補助基準」に計上	

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 3 - 3 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	環境衛生	調整項目	廃棄物処理	検討確認項目	生ごみ処理	検討確認細項目	補助基準の設定について
------------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>補助基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動生ごみ処理機 1/3補助 限度額20,000円 <p>交付実績</p> <p>平成14年度から実施</p> <p>(根拠条例・規則等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 村上市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱 	<p>基準</p> <p>1世帯2台まで1/2補助 限度額1台につき3000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭の代表者(世帯主)に限る <p>規則・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 神林村補助金交付規則 神林村生ごみ処理装置設置事業補助金交付要綱 	<p>生ごみを微生物で分解する機器購入に対して 1/2を補助</p>	<p>補助基準</p> <ul style="list-style-type: none"> EM密封容器2個及びEMボカシ(2kg以内)を1組 1/2補助 コンポスト容器 1/2補助 電動生ごみ処理機 1/2補助 限度額20,000円 <p>交付実績</p> <p>35セット 81千円</p> <p>コンポスト容器、電動処理容器については、平成14年度から実施</p> <p>(根拠条例・規則等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 山北町生ごみ処理器等購入費補助金交付要綱 		

課題・問題点	粟島浦村を除き補助制度があるが、内容に相違がある。生ごみ処理については、ごみの減量化の観点から今後重要な問題になってくる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	合併時までに調整する。	村上市 600	/	-	
処理の時期	合併時	荒川町 60			
具体的処理方法	補助額は容器等購入費の三分の一とする。補助対象容器等はコンポスト容器、EM密封容器、電動生ごみ処理機とする。補助限度額：コンポスト容器3,000円/台、EM密封容器3,000円/台、電動生ごみ処理機30,000円/台とする。	神林村 894			
		朝日村 310			
		山北町 200			
		粟島浦村			
根拠条例・規則等	各市町村生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱	広域事務組合		計 2,064	5,000
		備考	検討結果		

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 2 - 2 - 2

協定項目	その他	分科会名	企画広域	調整項目	広報広聴	検討確認項目	広報事業	検討確認細項目	編集体制
------	-----	------	------	------	------	--------	------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
発行形態(お知らせ版の発行の有無) 1日号・本号+お知らせ版 15日号・お知らせ版 平均ページ 本号・20ページ お知らせ版・4ページ 人的体制・2人(専任) 印刷所への入稿方法・文字データとしてドス形式のフロッピーとおおまかな割付をして打ち出したものを文字指定して渡している 業者選定の方法・指名競争入札 契約内容・ページ単価契約	発行形態(お知らせ版の発行の有無) 本号・月1回・月末発行 お知らせ版・月2回・1,15日発行 平均ページ 本号・14ページ お知らせ版・4ページ 人的体制・1人(兼任) 印刷所への入稿方法・割付紙とF Dによる 業者選定の方法・指名競争入札 契約内容・部数単価契約	発行形態(お知らせ版の発行の有無) 毎月1回発行・発行日は1日 お知らせ版は未発行 平均ページ数・12ページ 人的体制・1人(兼任) 印刷所への入稿方法・原稿はパソコンで作成(ワード・レイアウトまで) し、メールで業者に送付 業者選定の方法・指名競争入札による ページ単価で契約 契約内容・ページ単価契約	発行形態(お知らせ版の発行の有無) 毎月1回発行・発行日は1日 お知らせ版は未発行 平均ページ数・12ページ 人的体制・1人(兼任) 印刷所への入稿方法・割付用紙と手書原稿・テキスト形式のFDを入稿 業者選定の方法・契約なし ページ単価の見積書を徴収	発行形態(お知らせ版の発行の有無) 毎月1回発行・発行日は20日 お知らせ版は平成15年4月から 平均ページ数・24ページ 人的体制・2人(兼任) 印刷所への入稿方法 - 清書原稿と割り付け用紙を提出 業者の選定方法・指名競争入札 契約内容・平成13年度まではページ単価契約・平成14年度からは24ページ [*] の総額の1年間分で契約 増減ページに伴う経費の増減は、ページ単価で計算	発行形態(お知らせ版の発行の有無) - 3か月に1回発行・発行日は未定 お知らせ版発行 平均ページ数・10ページ 人的体制・1人(兼任) 印刷所への入稿方法・庁内で印刷 業者選定の方法・庁内で印刷	発行形態(お知らせ版の発行の有無) 季刊(4月・7月・10月・1月) お知らせ版は未発行 平均ページ数・8ページ 人的体制・2人(兼任) 部内で広報委員会を組織(7人) 印刷所への入稿方法・原稿はパソコンで作成(ワード・レイアウトまで) し、業者に送付 業者選定の方法・指名競争入札 契約内容・ページ単価契約

課題・問題点	現況では、広報紙の規格、発行日、また、お知らせ版の発行の有無、発行回数などが市町村によって異なっていることと、担当職員の兼任が大きな問題と考えられる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	新市に移行後、新たな方向で調整する。	村上市	6,970	
処理の時期	合併後	荒川町	3,235	
具体的処理方法	発行は、本紙とお知らせ版の2種類とする。本紙については、発行日を毎月1日とし、お知らせ版は2回(1日と15日発行・1日のお知らせ版は本紙に差し込み)とする。また、編集体制の充実を図り、広域取材、ホームページ管理運営に対応する。	神林村	2,027	
		朝日村	4,025	
根拠条例・規則等		山北町	4,877	
		粟島浦村	10	
		広域事務組合	1,117	
		計	22,261	23,562
		備考	1本紙・3円×20ページ×27,500部×12回×1.05=20,790,000円 2お知らせ版・1円×4ページ×27,500部×2回×12回×1.05=2,772,000円 合計 1+2=23,562,000円	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 2 - 2 - 4

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域	調整項目	広報広聴	検討確認項目	広報事業	検討確認細項目	声の広報
------------	------	------	------	------	--------	------	---------	------

村上市 実施の有無 - 有 毎回の広報を、市内のボランティアの人たちが当番制でカセットテープに録音し、目の不自由な人たちの希望者に配布している。 特に市として直接的にはかかわってはいなく、社会福祉協議会	荒川町 実施の有無 - 無	神林村 実施の有無 - 無	朝日村 実施の有無 - 無	山北町 実施の有無 - 無	粟島浦村 実施の有無 - 無	広域事務組合 実施の有無 - 無
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	---------------------

課題・問題点	現在、実施しているのは村上市のみで、実施主体も村上市社会福祉協議会ということで行政ではない現状にある。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	新市に移行後、継続する方向で調整する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	村上市が実施している方法で継続し、合併後行政の支援を充実させ全域対応を目指す。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		142
		備考	朗読者5,000円×1人×12回 = 60,000円 送料160円×20人×12回×2回(往復) = 76,800円 カセットテープ代 5,000円	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
 分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 2 - 3 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域	調整項目	広報広聴	検討確認項目	広聴事業	検討確認細項目	住民懇談会
------------	------	------	------	------	--------	------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
実施の有無・有 市長が随時町内や集落、各種団体等に出向き「市長との井戸端会議」という名称の市民との懇談会を開催	実施の有無・無	実施の有無・有 実施方法・公民館主催で、地区単位に実施(5地区・各地区1回実施) ただし、集落から要請があればいつでも対応	実施の有無・有 平成12年度実施・不定期	実施の有無・無 ただし、集落で要請があればいつでも対応	実施の有無・無	実施の有無・無

課題・問題点	実施している市町村としていない市町村がある。 合併後広域な行政体となることから、住民の声を直接聞くとともに行政側の考え方を直接伝える機会を設けることが必要である。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	新市に移行後、住民の声を直接聞く機会が必要であるとの判断から開催する方向で調整する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	合併後、旧市町村単位、町内集落単位、団体単位等できる限りきめ細かな開催に努める。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計	0	0
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 2 - 3 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域	調整項目	広報広聴	検討確認項目	広聴事業	検討確認細項目	行政モニター
------------	------	------	------	------	--------	------	---------	--------

村上市 設置の有無 - 有 平成13年9月から行政モニター10人を委嘱し、市の主要施策について意見をいただいている。内容としては、意見を800字程度の原稿に書いて提出し、市長と懇談	荒川町 設置の有無 - 無	神林村 設置の有無 - 無	朝日村 設置の有無 - 無	山北町 設置の有無 - 無	粟島浦村 設置の有無 - 無	広域事務組合 設置の有無 - 無
--------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	---------------------

課題・問題点	設置しているのは村上市のみで、残りの町村は設置していない。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例により新市に移行後調整する。	村上市	50		
処理の時期	合併後	荒川町			
具体的処理方法	旧市町村から委員を選任し、4半期に1回会議を開き行政への意見や課題、それに提言を聞く機会を設ける。	神林村			
		朝日村			
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	50	280	230
		備考	委員 - 村上市5人・神林村、荒川町、朝日村、山北町各2人 粟島浦村1人 計14人 旅費・報償 - 5,000円×14人×4回 = 280,000円		

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会
分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 9 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	民税収納	調整項目	納税団体の組織及び助成	検討確認項目	納税貯蓄組合	検討確認細項目	組織数
----------	------	------	------	-------------	--------	--------	---------	-----

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
制度なし	1 荒川町納税組合報奨金交付規則	制度なし	1 朝日村納税奨励褒賞金交付規則	制度なし	制度なし	

課 題 ・ 問 題 点	村上市、荒川町、朝日村の各市町村では納税組合法に基づき設置されている団体ではあるが、取りまとめ報償金制度は口座振替など自主納付者からみると、不公平感が生じている現状と思われることと、個人のプライバシーが課題でもある。但し、廃止による、収納率に多少影響があると思われる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	神 林 村		
		朝 日 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		山 北 町		
		粟 島 浦 村		
		広域事務組合		
		計		
		検 討 結 果	備 考	

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会

分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 9 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	民税収納	調整項目	納税団体の組織及び助成	検討確認項目	納税貯蓄組合	検討確認細項目	報奨金交付基準
----------	------	------	------	-------------	--------	--------	---------	---------

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
制度なし	納期内完納の場合 世帯数×150+納税額×0.5% ×納税率係数 一括前納の場合 世帯数×300+納税額×1.0% 一括前納事務を組合又は金融機関 等で取扱する場合 取扱納税額×0.5% 荒川町納税組合報奨金交付規則 第3条	制度なし	別紙 朝日村納税奨励褒賞金交付規則	制度なし	制度なし	

課 題 ・ 問 題 点	交付基準額が異なる。区の活動資金として活用されてきた。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	神 林 村		
		朝 日 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		山 北 町		
		粟 島 浦 村		
		広域事務組合		
		計		
		検 討 結 果	備 考	

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会
分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 9 - 1 - 3

協定項目・その他	分科会名	民税収納	調整項目	納税団体の組織及び助成	検討確認項目	納税貯蓄組合	検討確認細項目	報償費
----------	------	------	------	-------------	--------	--------	---------	-----

村 上 市	荒 川 町 平成14年度予算額	神 林 村	朝 日 村 平成14年度予算額	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
-------	--------------------	-------	--------------------	-------	---------	--------

課 題 ・ 問 題 点		調整後における事業費等影響額 単位：千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	村 上 市		*
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	神 林 村		*
		朝 日 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		山 北 町		*
		粟 島 浦 村		
		広域事務組合		
		計		*
		備 考	納税取りまとめ組織、報奨金に含む	

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会

分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 9 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	民税収納	調整項目	納税団体の組織及び助成	検討確認項目	納税取り纏め組織	検討確認細項目	組織数
----------	------	------	------	-------------	--------	----------	---------	-----

村 上 市 26 制度なし	荒 川 町 35	神 林 村 43	朝 日 村 45	山 北 町 28	粟 島 浦 村 制度なし	広域事務組合
---------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------	--------

課 題 ・ 問 題 点	粟島浦村を除く市町村で納税取りまとめ組織の制度あり。取りまとめ報償金制度は口座振替など自主納付者からみると、不公平感が生じている現状と思われることと、個人のプライバシーが課題でもある。但し、廃止による、収納率に多少影響があると思われる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	神 林 村		
		朝 日 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		山 北 町		
		粟 島 浦 村		
		広域事務組合		
		計		
		検 討 結 果		備 考

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会
分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 9 - 2 - 2

協定項目・その他	分科会名	民税収納	調整項目	納税団体の組織及び助成	検討確認項目	納税取り纏め組織	検討確認細項目	報奨金交付基準
----------	------	------	------	-------------	--------	----------	---------	---------

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
	納期内完納の場合 世帯数×150+納税額×0.5% ×納税率係数 一括前納の場合 世帯数×300+納税額×1.0% 一括前納事務を組合又は金融機関 等で取扱する場合 取扱納税額×0.5% 荒川町納税組合報奨金交付規則 第3条	別紙 村税取りまとめ報奨金交付事務 処理要領	取り纏め件数×50円×基準収納率 別紙 朝日村納税奨励褒賞金交付規則	集落納税奨励金 1世帯当たり500円 限度額 5万円		

課 題 ・ 問 題 点	粟島浦村除く、各市町村要綱、規則等により基準額の定めがあるが、基準額が異なる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	神 林 村		
		朝 日 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		山 北 町		
		粟 島 浦 村		
		広域事務組合		
		計		
		備 考		

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会

分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 9 - 2 - 3

協定項目・その他	分科会名	民税収納	調整項目	納税団体の組織及び助成	検討確認項目	納税取り纏め組織	検討確認細項目	報償費
----------	------	------	------	-------------	--------	----------	---------	-----

村 上 市	荒 川 町 平成14年度予算額	神 林 村 平成14年度予算額	朝 日 村 平成14年度予算額	山 北 町 平成14年度予算額	粟 島 浦 村 平成14年度予算額	広域事務組合
-------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	----------------------	--------

課 題 ・ 問 題 点						調整後における事業費等影響額 単位：千円			
						現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調 整 方 針	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。					村 上 市			
処 理 の 時 期	合併後					荒 川 町	3,225	0	3,225
具 体 的 処 理 方 法	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。					神 林 村	3,200	0	3,200
						朝 日 村	12,013	0	12,013
						山 北 町	1,621	0	1,621
						粟 島 浦 村	0	0	0
						広 域 事 務 組 合	0	0	0
						計	20,059	0	20,059
根 拠 条 例 ・ 規 則 等						備 考	納税組合のある市町村、納税組合の報償費含む。 取りまとめ廃止による、口座振替移行に伴う、口座振替手数料 が見込まれる。		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 住民 分科会
分科会長 村上市 竹内和広

番号 4 - 1 - 3 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	住民	調整項目	窓口事務	検討確認項目	窓口延長	検討確認細項目	窓口延長の実施について		
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合				
実施開始日 平成13年10月 実施日及び時間 毎週火及び木曜日 (祝祭日を除く) 午後7時まで 業務範囲 住民票、戸籍謄抄本等諸証明 印鑑登録、印鑑証明書 戸籍届出受領 職員体制 市民係1名と他係1名の2名 体制(時差出勤対応) 利用状況 1日平均(諸証明)2.8件 (H13/10~H14/4)	制度なし	制度なし	実施開始日 昭和54年4月 実施日及び時間 毎週木曜日 (祝祭日を除く) 午後7時まで 業務範囲 住民票、戸籍謄抄本等諸証明 印鑑登録、印鑑証明書 戸籍届出受領 職員体制 戸籍係1名と他係1名の2名 体制(時差出勤対応) 利用状況 1日平均(諸証明)2.2件 (H13/4~H14/3)	実施開始日 平成4年9月 実施日及び時間 毎週金曜日 (祝祭日を除く) 午後7時30分まで 業務範囲 住民票、戸籍謄抄本等諸証明 印鑑登録、印鑑証明書 戸籍届出受領 職員体制 住民係1名体制 (時差出勤対応) 利用状況 1日平均(諸証明)2.4件 (H13/4~H14/3)	制度なし					
課題・問題点	現在、3市町村で実施しているが、利用件数は芳しくない。 時差出勤での対応となるため、出張・会議・休暇等が重なった場合、朝の時間帯の窓口事務に支障をきたすことがある。 住民異動届出に関連する事務(国保・年金・介護等)が行えないため、住民に再度来庁してもらうことがある。						調整後における事業費等影響額 単位:千円			
調整方針	合併時の組織機構、人員配置、システム、地域情報化等の基幹部分の決定後、地域事情に沿った新たな延長制度を構築する。						村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
処理の時期	合併時						荒川町			
具体的処理方法	実施曜日、時間、内容等の具体的事項の検討の上、地域事情に沿った延長制度を構築する。						神林村			
根拠条例・規則等							朝日村			
							山北町			
							粟島浦村			
							広域事務組合			
						計				
						検討結果	備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	特別保育の状況	検討確認細項目	通常保育時間
----------	------	--------	------	-----	--------	---------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
平日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～11時30分	平日 8時00分～16時00分 土曜日 8時00分～11時30分	平日 8時00分～16時00分 土曜日 8時00分～12時00分	平日 8時30分～16時00分 土曜日 8時30分～12時00分	平日 8時30分～16時00分 土曜日 8時30分～11時30分 8:00～は早朝保育の申請がなくても受入れ	平日 8時00分～16時00分 土曜 なし	

課題・問題点	市町村間において30分前後の時間のずれが生じている。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	荒川町の例により、合併時までに調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	住民の利便及び県等の指導により、8時間保育とする。 平日 8:00～16:00 土曜 8:00～11:30 を基本とする。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 3 - 2

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	特別保育の状況	検討確認細項目	早期保育
----------	------	--------	------	-----	--------	---------	---------	------

村上市			荒川町			神林村			朝日村			山北町			粟島浦村			広域事務組合
開園時間	実施園数	児童数(人)	開園時間	実施園数	児童数(人)	開園時間	実施園数	児童数(人)	開園時間	実施園数	児童数(人)	開園時間	実施園数	児童数(人)	開園時間	実施園数	児童数(人)	
7時30分	7	68	7時30分	4	28	7時30分	5	94	7時30分	2	10	7時30分	4	14	7時30分			
8時00分	7	63				7時30分と8時00分を区分していない。			8時00分	3	50	8時00分	4	30				
村単利用者負担なし																		

課題・問題点	通勤時間等を考慮すると早期保育は必要である。															調整後における事業費等影響額 単位：千円			
	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合	計	備考	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-						
調整方針	荒川町の例により、合併時までに調整する。																		
処理の時期	合併時																		
具体的処理方法	7：30～8：00まで早期保育を実施する。																		
根拠条例・規則等																検討結果			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 3 - 3

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	特別保育の状況	検討確認細項目	延長保育
----------	------	--------	------	-----	--------	---------	---------	------

村上市			荒川町			神林村			朝日村			山北町			粟島浦村			広域事務組合			
閉園時間	実施園数	児童数(人)	閉園時間	実施園数	児童数(人)	閉園時間	実施園数	児童数(人)	閉園時間	実施園数	児童数(人)	閉園時間	実施園数	児童数(人)	閉園時間	実施園数	児童数(人)				
16時30分	-	-	16時30分	4	6	18時30分	5	83	16時30分	5	30	16時30分	4	0	16時30分						
17時00分	7	20	17時00分	4	9				17時00分	5	28	17時00分	4	2	17時00分						
17時30分	7	74	17時30分	4	13				17時30分	5	10	17時30分	4	6	17時30分						
18時00分	6	50	18時00分	4	31	早朝保育同様に30分毎の区分はしていない。			18時00分	5	2	18時00分	4	7	18時00分						
18時15分	6	17										18時30分	4	2							
19時00分												19時00分	4	1							
19時以降												以降									
												おやつ：月額負担1,000円 保護者会管理			村単利用者負担なし						

課題・問題点	各市町村にはばらつきがあるが、子育て支援のため延長保育の充実が必要。また、これと併せて子育て放棄防止の面から親への教育も必要である。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	山北町の例により、合併時まで調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	地域事情を考慮し、19:00まで延長保育を行う。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 3 - 5

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	特別保育の状況	検討確認細項目	障害児保育
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合		
対象児童 2年保育(4歳児)を目標に措置する。 3歳児以下の入園保留となる障害児には、山居町保育園を月2日程度解放する。 (みかんクラブ)	対象児童 心身障害をもっている児童	対象児童 概ね3歳児から受け入れする。	対象児童 3歳児から受け入れする。	対象児童 ・身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童。	・障害児保育 なし			
保育時間 成長の度合いを考慮しながら個別に保育時間を設定する	保育時間 通常保育と同様	保育時間 健常児童と同じ	保育時間 障害と成長度合いを考慮し保育時間を設定する。	保育時間 一般児童と同じであるが、児童の状況や保護者の就労等により個別に対応。				
実施保育園	実施保育園	実施保育園	実施保育園	実施保育園				
施設名 障害の程度 児童数(人)	施設名 障害の程度 児童数(人)	施設名 障害の程度 児童数(人)	施設名 障害の程度 児童数(人)	施設名 障害の程度 児童数(人)	施設名 障害の程度 児童数(人)	施設名 障害の程度 児童数(人)		
山居町保育園 重度 5	坂町保育園 特児2級 1	神納中央保育園 1	箱腰保育園 特児1・2級 各1 計2	全保育園 3				
市内6園 中・軽度 3		塩谷保育園 3	三面保育園 特児2級 1					
		西神納保育園 1						
職員の配置 ・集団保育が困難な中・軽度の障害児4人に対して保育士1人の配置 ・重度の受け入れについては、障害の程度に応じて保育士を配置する	職員の配置 特別児童扶養手当認定児童に対して1人配置	職員の配置 特別児童扶養手当受給児童に保育士1人配置	職員の配置 障害程度に応じて保育士を配置	職員の配置 加配保育士を配置する。				
保育料 保育料徴収基準額表で算出された保育料全額を徴収する	保育料 保育料徴収基準額表での全額徴収	保育料 保育料徴収基準額表で算出された保育料を徴収する	保育料 保育料徴収基準額表で算出された保育料を徴収する。	保育料 保育料徴収基準額表のとおり				
				手帳の交付を受けていない場合も状況により実施(補助対象外)				
課題・問題点	障害児保育の実施により、山北町のように障害がとれた場合もあり、年齢の若い時に保育の重要性が叫ばれてきており、責任ある体制を含め充実する必要がある。				調整後における事業費等影響額 単位：千円			
					現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	荒川町の例をもとに、山北町の長所を取り入れて実施する。(手帳の交付を受けていない場合も状況により実施する。)				村上市			
処理の時期	合併時				荒川町			
具体的処理方法	全保育園で実施する。受け入れ年齢は概ね3歳とし障害の程度に応じて保育士の充実を図る。入所判定においては、不公平是正のため、判定委員会で判定する。				神林村			
					朝日村			
					山北町			
					粟島浦村			
					広域事務組合			
根拠条例・規則等	村上市障害児保育実施要綱				計			
					備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 3 - 6

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	特別保育の状況	検討確認細項目	一時的保育事業
----------	------	--------	------	-----	--------	---------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	対象:満1歳以上の未就園児童で 一時的に保育に欠ける場合や 保護者の育児疲れ等の場合 日数:月5日まで 保育料:日額 1,500円 実施保育園:全園(4園) 臨時若しくは園長で対応	制度なし	

課題・問題点	実施市町村は、山北町のみであるが、育児疲れ等保護者の救済のためにも、今後ますます必要である。	調整後における事業費等影響額(歳出) <small>単位:千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現状のまま新市に引き継ぎ、新市において順次拡充を図る。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	山北町の例により実施する。 決裁等緊急を要するものもあり、了承決裁の簡素化を図る。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等	山北町一時的保育実施要綱	山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 4 - 3

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	保育園施設	検討確認細項目	園児送迎等マイクロバス運行事業
----------	------	--------	------	-----	--------	-------	---------	-----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合																																				
委託先 シルバー人材センター 年間委託料(13年度) 2,400千円 対象保育園 門前谷保育園 上海府保育園 マイクロバス 2台(村上市所有)	委託先 シルバー人材センター 年間委託料 1,701千円 対象保育園 全園 マイクロバス 2台(町所有)	H16.6.1から全保育園に、5台の通園バスを配置して運行している。3歳に達した翌月から乗車できる。 園児専用バス(リース契約)5台 幼児39人大人3人乗り 運転はシルバー人材センターに委託 1時間1200円 添乗員は、パート雇用 1時間765円	村有 マイクロバス4台 全園児送迎 3校の小学生同乗 予算措置 バス2台 学校教育課 バス2台 住民生活課 予算は教育委員会に計上	委託先 山北タクシー 年間委託料(13年度) 6,821千円 対象保育園 府屋保育園 ジャンボタクシー 2台 (注) 上記保育園のほかは、町有のマイクロバスとワゴン車により全園実施 運転業務は、新潟県ビル管理協同公社に委託。(予算措置は、教育課通学バス) 実施保育園：全園各1路線 町有バスの公社運転員により実施 添乗員：保育補助員としてパート雇用	スクールバス兼用とする。専用のバス配置しない。																																					
						マイクロバス所有等の状況 単位：台																																				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所有</th> <th>リース</th> <th>業務委託</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上市</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>5(内1台は乗用車)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		所有	リース	業務委託	村上市	2	0	0	荒川町	0	1	0	神林村	0	5	0	朝日村	2	0	2	山北町	5(内1台は乗用車)	2	2	粟島浦村	0	0	0	広域事務組合	0	0	0	計	9	8	4
	所有	リース	業務委託																																							
村上市	2	0	0																																							
荒川町	0	1	0																																							
神林村	0	5	0																																							
朝日村	2	0	2																																							
山北町	5(内1台は乗用車)	2	2																																							
粟島浦村	0	0	0																																							
広域事務組合	0	0	0																																							
計	9	8	4																																							

課題・問題点	市町村にばらつきが見られるが、通園バスの運行には住民要望も強い。	調整後における事業費(経常的経費)等影響額 単位：千円			
調整方針	計画的なマイクロバス運行の方向で調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併後	村上市	2,400	2,400	0
具体的処理方法	新市において運行基準を定め、専用マイクロバスとワゴン車を適正に配置し、園児の安全な送迎を行う。対象は、誕生日で3歳になる園児以上(誕生日の属する月の初日からバス通園可とする。)	荒川町	1,701	2,400	699
		神林村	18,338	18,338	0
		朝日村	0	4,800	4,800
		山北町	6,821	23,200	16,379
根拠条例・規則等		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	0
		計	29,260	51,138	21,878
		備考	車両購入費は、バス500万円、ワゴン車300万円で試算 運転員はシルバー人材への委託を想定。1人年間1,200千円		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 4 - 5

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	保育園施設	検討確認細項目	園児送迎等タクシー委託事業
----------	------	--------	------	-----	--------	-------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	3歳の誕生日から(施設設置集落除く)全児童送迎実施 (雷~、中継~の2路線は統合時の条件より2歳から送迎実施)	実施なし	

課題・問題点	山北町で実施している。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	廃止の方向で調整する。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併後	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	マイクロバス等の運行が充実することから、廃止の方向で調整する。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	6,405	0	-6,405
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	6,405	0	-6,405
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 4 - 4 - 6

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	保育園	検討確認項目	保育園施設	検討確認細項目	通園助成金
----------	------	--------	------	-----	--------	-------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
実施なし	実施なし	対象 3歳未満児 通園距離により助成金を交付。 年額 1km未満 8,300円 1~1.5km 18,600円 1.5~2km 22,500円 2~2.5km 26,700円 2.5km~3km 29,400円 3km以上 37,500円 1か月に15日以上休んだ場合は交付しない 半年ごとに交付 特に通園が不便な2地区はタクシー経費の2分の1助成(月5,000円を限度とする)	実施なし	制度なし	実施なし	

課題・問題点	神林村で実施している。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	廃止の方向で調整する。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併後	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	マイクロバス運行事業の充実を図り、通園補助金は廃止の方向で調整する。	神林村	4,826	0	-4,826
		朝日村	0	0	0
根拠条例・規則等		園児、通園補助金	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	0
		計	4,826	0	-4,826
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	敬老祝事業	検討確認細項目	敬老祝品事業
----------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
米寿(88歳) @3,000円 品物 白寿(99歳) 15,000円 商品券 百賀(100歳) 30,000円 現金 (101歳以上) 20,000円 商品券 【対象予定者数】 88歳 140人 700,000円 99歳 5人 150,000円 101以上 8人 160,000円 金額合計 1,010,000円	敬老と長寿を祝い、祝品を贈呈する。 (敬老会の時) 最高齢(男・女) 10,000円相当 満95歳 10,000円相当 満80歳 寿座布団 H14実績 最高齢 2人 21,000円 満95歳 5人 50,000円 満80歳 97人 339,500円 【対象予定者数】 88歳 39人 195,000円 99歳 3人 90,000円 101以上 3人 60,000円 金額合計 345,000円	敬老と長寿を祝い、祝状・祝品を贈呈する。 対象者 当該年度中に満年齢で下記の年齢に達する者 顕彰日は敬老の日 88歳米寿 記念品 95歳 顕彰状 記念品 99歳白寿 顕彰状 祝金5万円 100歳 顕彰状 祝金10万円 99・100歳は誕生日が早ければ誕生日 (敬老祝金にも再掲、予算は別) 【対象予定者数】 88歳 60人 300,000円 99歳 5人 150,000円 101以上 1人 20,000円 金額合計 470,000円	敬老行事記念品(H15年度より改正) 101歳以上 20,000円×3人 60,000円 99歳該当者 20,000円×1人 20,000円 88歳該当者 5,000円×62人 310,000円 【対象予定者数】 88歳 60人 300,000円 99歳 3人 90,000円 101以上 3人 60,000円 金額合計 450,000円	敬老と長寿を祝い、祝状・祝品を贈呈する ・なし H14実績 米寿88歳 56人 229千円 夫婦160・161歳 26組 263千円 100歳 2人 1,000千円 【対象予定者数】 88歳 40人 200,000円 99歳 1人 30,000円 101以上 5人 100,000円 金額合計 330,000円		

課題・問題点	各市町村ごとに取り組みにばらつきがある。	調整後における事業費等影響額			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	合併時まで統一した祝品を支給する方向で調整する。	村上市	713	1,010	297
処理の時期	合併時	荒川町	373	345	-28
具体的処理方法	88歳(米寿)99歳(白寿)101歳以上の該当者に祝品支給の方向で統一した制度を整備する。 米寿 5,000円 白寿 30,000円 101歳以上 20,000円	神林村	415	470	55
		朝日村	445	450	5
		山北町	500	330	-170
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合			0
		計	2,446	2,605	159
		備考			

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 3 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	敬老祝事業	検討確認細項目	敬老会祝事業
------------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
社会福祉協議会に委託 @ 900円*3,550人 3,195,000 円 実施は各町内で 社会福祉協議会からも1人につき 800円補助が出る。	敬老会事業 数え75歳以上の老人を一会場に招待し、祝菓子、昼食、アトラクション等で祝う。 H13実績 対象者数 2,002人 経費 2,514,869円	70歳以上の方を対象に各地区館毎に敬老会を開催する。(公民館主催) 小学校区単位で地区館を構成	73歳に達する年度以上の方を対象に各地区館毎に敬老会を開催する。(公民館主催)社会教育課 1人2,300円と集落割りとして1集落5,000円を補助する。 H13実績 対象者数 2,082人 補助額 5,435,000円	75歳以上の老人に対し、町から1人当たり記念品500円、飲食代1,600円を集落単位でそれぞれの実施方法に応じて補助する。 H14実績 対象者数 1,494人 補助額 2,609,000円	・なし 社協で実施	

課題・問題点	市町村で対象年齢、実施方法に差異がある。福祉の事業と社会教育の事業で半分づつに分かれている。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	75歳以上を対象とした年齢調整を図る。(合併時に75歳以上とすると合併前対象になっていた人が対象外となるため)	村上市	3,195	同左	-
処理の時期	合併後	荒川町	2,822		
具体的処理方法	段階的調整を図りながら当面継続し、新市に移行後1年を目途に調整する。	神林村	2,487		
		朝日村	5,400		
		山北町	2,664		
		粟島浦村	0		
根拠条例・規則等		広域事務組合		計	16,568
				備考	16,568

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 3 - 4

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	敬老祝事業	検討確認細項目	高齢者表彰
------	-----	------	------	------	-------	--------	-------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市ほう賞条例、及び施行規則による 88歳、99歳、100歳に表彰状	なし	敬老会で表彰する。 91歳 公民館長表彰、金杯 90歳 村長表彰、金杯 88歳 公民館長表彰、金杯 77歳 公民館長表彰、金杯	なし	山北町褒賞条例 88歳(米寿)到達者に対し、社会への功労をたたえ賞詞を授与する H14実績 56人 229千円	なし	

課題・問題点	・各市町村により取り組みにばらつきがある。 ・新市に統一されると対象者が多くなり、市長が直接表彰するのは困難となる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	廃止の方向で検討する。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	表彰制度をやめ、敬老祝金品贈呈時に祝状を添えるものとする。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	229	0	-229
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合			0
		計	229	0	-229
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 3 - 3

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	敬老祝事業	検討確認細項目	長寿祝い金事業
------------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合	
制度なし	<p>荒川町長寿祝金条例 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝う。</p> <p>対象者 荒川町に住所を有し、かつ、20年以上引き続き居住(他市町村からの町内福祉施設入所者を除く)し誕生日で満100歳に達する者</p> <p>祝金の額 1人につき100万円</p> <p>H14実績 1人</p>	<p>敬老と長寿を祝い、祝状・祝金を贈呈する。</p> <p>対象者 当該年度中に満年齢で下記の年齢に達する者 顕彰日は敬老の日</p> <p>99歳白寿 顕彰状 祝金5万円 100歳 顕彰状 祝金10万円 99・100歳は誕生日が早ければ誕生日</p>	<p>朝日村長寿福祉金支給条例</p> <p>対象者 受給資格者は、過去10年以上継続して現在に至るまで朝日村に住所を有し、満100歳に到達する者とする。</p> <p>福祉金の額 1人につき100万円</p> <p>支給実績： H4 1名 H5 1名 H6 2名 H7 - H8 1名 H9 - H10 - H11 1名 H12 1名 H13 1名 H14 1名 H15 1名</p>	<p>白寿プラスワン祝金支給事業</p> <p>対象者 町の活性化と社会に貢献した功績を称え満100歳の高齢者に感謝状、祝金を支給する。</p> <p>祝金の額 1人につき 50万円</p> <p>H14実績 2人 1,000,000円</p>	・なし		
調整後見込み数： 5人	調整後見込み数： 1人	調整後見込み数： 1人	調整後見込み数： 1人	調整後見込み数： 0人	調整後見込み数： 0人	調整後見込み数： 0人	

課題・問題点	各市町村により取り組みにばらつきがある。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	0	2,500	2,500
処理の時期	合併時	荒川町	1,000	500	-500
		神林村	350	500	150
具体的処理方法	100歳該当者には現金50万円を支給する。	朝日村	1,000	500	-500
		山北町	0	0	0
根拠条例・規則等		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合			0
		計	2,350	4,000	1,650
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 1 - 9

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	生活支援	検討確認細項目	訪問入浴サービス事業
------	-----	------	------	------	---------	--------	------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
民間業者 ツクイ あすかに委託 1回 委託料 12,500円 身体障害者1級・2級の方で 利用料 1回 600円	実施なし	なし	村社会福祉協議会に対応 (実績なし)	なし	・なし	

課題・問題点	利用者は少数であるが、デイサービス等その他の福祉サービスの利用が困難な方がいるため。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例により合併時までに調整する。	村上市	365	365	0
処理の時期	合併時	荒川町	0		
具体的処理方法	村上市の現行委託方式により実施する方向で調整する。	神林村	0		
		朝日村	0	1,000	1,000
		山北町	0		
		粟島浦村	0		
根拠条例・規則等	村上市訪問入浴サービス事業実施要綱	広域事務組合			
		計	365	1,365	1,000
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 1 - 11

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	生活支援	検討確認細項目	特殊障害者器具装備費助成事業
------	-----	------	------	------	---------	--------	------	---------	----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
特殊障害者器具装着者(人工肛門・人口膀胱)に対して、ストマ用装具購入費を助成する。 ストマ用装具購入費の助成 1ヶ月 63,000円*12	特殊障害者器具装着者(人工肛門・人口膀胱)に対して、ストマ用装具購入費の一部を助成する。 自己負担額 経費の2分の1 H14実績 助成延人数 7人 助成額 47,046円	特殊障害者器具装着者(人工肛門、人口ぼうこう)に対して、ストマ用装具購入費の一部を助成する。(村単独事業) 自己負担額 経費の2分の1	特殊障害者器具装着者(人工肛門、人口ぼうこう)に対して、ストマ用装具購入費の一部を助成する。(村単独事業) 自己負担額 経費の10分の3 14年度実績 助成延人数 36人 助成額 501,200円	特殊障害者器具装着者(人工肛門、人口ぼうこう)に対して、ストマ用装具購入費の一部を助成する。(町単独事業) 自己負担額 経費の2分の1 14年度実績 助成延人数 1人 助成額 31,952円	・なし	

課題・問題点	各市町村によって補助率、補助基準が違う。	調整後における事業費等影響額				単位:千円
			現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	荒川町の例により合併時までに調整する。	村上市	720	720	0	
		荒川町	114	114	0	
処理の時期	合併時	神林村	200	200	0	
		朝日村	540	360	-180	
具体的処理方法	装具購入費用と補装具自己負担額の2分の1を補助する。	山北町	135	135	0	
		粟島浦村	0	0	0	
根拠条例・規則等	村上市、荒川町、神林村、山北町特殊障害者器具装着費用の助成に関する要綱 朝日村特殊障害者器具装着費用助成に関する条例 朝日村特殊障害者器具装着費用助成に関する規則	計	1,709	1,529	-180	
		検討結果	備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 1 - 12

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	生活支援	検討確認細項目	自動車改造費助成事業
------	-----	------	------	------	---------	--------	------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・本人運転 上肢、下肢又は体幹機能障害1・2級 基準額 100,000円の2/3 ・介護者運転 身体障害者手帳1・2級、自動車を運転できない車椅子利用者を運転 基準額 600,000円 補助率 生活保護世帯1/2 所得税非課税世帯1/3 その他の世帯1/4	県制度に同じ	本人運転は県事業 介護者運転は村事業(県補助) 限度額60万円で所得により負担額決定	本人運転は県事業 介護者運転は村事業(県補助) 限度額60万円で所得により負担額決定 H14年度実績 4台 997,166円	県制度に同じ H14年度実績なし	・なし	

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額			単位:千円	
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-	
調整方針	村上市の例により合併時までに調整する。	村上市	1,000	1,000	0	
処理の時期	合併時	荒川町	400	400	0	
具体的処理方法	県の制度を準用する。(具体的には以下のとおり) 本人運転 基準額の2/3補助 介護者運転 生活保護世帯基準額の1/2 所得税非課税世帯基準額の1/3 その他の世帯基準額の1/4 補助	神林村	400	400	0	
		朝日村	400	400	0	
		山北町	0	0	0	
		粟島浦村	0	0	0	
根拠条例・規則等	新潟県身体障害者用自動車改造等助成事業補助金交付要綱 市、荒川町、神林村、朝日村、身体障害者用自動車改造等助成事業実施要綱	広域事務組合			0	
		計	2,200	2,200	0	
		備考				

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 1 - 13

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	生活支援	検討確認細項目	障害者住宅改造費補助事業
------	-----	------	------	------	---------	--------	------	---------	--------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている者で、身体状況に応じた住宅改造等を行うときに、経費の一部又は全部を補助する。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている者で、身体状況に応じた住宅改造等を行うときに、経費の一部又は全部を補助する。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている者で、身体状況に応じた住宅改造等を行うときに、経費の一部又は全部を補助する。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている者で、身体状況に応じた住宅改造等を行うときに、経費の一部又は全部を補助する。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている者で、身体状況に応じた住宅改造等を行うときに、経費の一部又は全部を補助する。	なし	
所得制限 世帯収入600万円以下 補助限度額 50万円	所得制限 世帯収入600万円以下 補助限度額 50万円	所得制限 世帯収入600万円以下 補助限度額 50万円 (高齢者と予算は一緒にしている)	所得制限 世帯収入600万円以下 補助限度額 50万円 (高齢者と予算は一緒にしている)	所得制限 世帯収入600万円以下 補助限度額 50万円 (高齢者と予算は一緒にしている)		

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	4,000	4,000	0
処理の時期	合併時	荒川町	450	450	0
具体的処理方法	全市町村とも事業内容が同一なので、現行のまま新市に引き継ぐ。 具体的には、合併時までに村上市の例により補助要綱を作成し新市に引き継ぐ。	神林村	2,600	2,600	0
		朝日村	1,000	1,000	0
根拠条例・規則等	村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町高齢者・障害者向け住宅整備費補助事業実施要綱	山北町	4,500	4,500	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合			0
		計	12,550	12,550	0
		備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 1 - 16

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	生活支援	検討確認細項目	バリアフリーまちづくり事業
------------	------	------	------	---------	--------	------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
日常生活上、障害者や高齢者の利用が多い公共施設周辺に、歩道の段差解消や交通安全施設などの整備を行う。 県事業に対して10～20%の負担	日常生活上、障害者や高齢者の利用が多い公共施設周辺に、歩道の段差解消や交通安全施設などの整備を行う。 県事業に対して10～20%の負担	日常生活上、障害者や高齢者の利用が多い公共施設周辺に、歩道の段差解消や交通安全施設などの整備を行う。 県事業に対して10～20%の負担	日常生活上、障害者や高齢者の利用が多い公共施設周辺に、歩道の段差解消や交通安全施設などの整備を行う。 県事業に対して10～20%の負担	日常生活上、障害者や高齢者の利用が多い公共施設周辺に、歩道の段差解消や交通安全施設などの整備を行う。 県事業に対して10～20%の負担	日常生活上、障害者や高齢者の利用が多い公共施設周辺に、歩道の段差解消や交通安全施設などの整備を行う。 県事業に対して10～20%の負担	・なし

課題・問題点	特になし。粟島浦村を除く全市町村で同一である。					調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>										
						現況予算額	調整後予算見込額	影響額								
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。					<table border="1"> <tr><td>村上市</td></tr> <tr><td>荒川町</td></tr> <tr><td>神林村</td></tr> <tr><td>朝日村</td></tr> <tr><td>山北町</td></tr> <tr><td>粟島浦村</td></tr> <tr><td>広域事務組合</td></tr> <tr><td>計</td></tr> </table>	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合	計		
村上市																
荒川町																
神林村																
朝日村																
山北町																
粟島浦村																
広域事務組合																
計																
処理の時期	合併時															
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐ。															
根拠条例・規則等	なし															
						検討結果	備考									

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 1 - 4 - 1

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	地区組織活動に関すること	検討確認項目	健康づくり推進員	検討確認細項目	健康づくり推進員、衛生自治会、保健推進員
----------	------	------	------	--------------	--------	----------	---------	----------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・保健推進員、母子保健推進員と兼務 ・区長推薦、市長からの委嘱 ・50世帯に1人の配置、2年任期 215人 ・健康調査(健診取りまとめ) ・健診アシスタント ・町内健康教育の企画 ・市補助金 100,000円 ・報償 3,500円/年 220*3,500 10,607世帯/30=353人 353人*3,000円=1,059,000円	なし	設置基準 集落単位で衛生自治会を組織 39単位 保健衛生に関する活動内容 ・健診取りまとめ ・健康相談実施計画 ・健診奨励(表彰) ・健康づくり講演会 報償(平成13年度) 検診事務連絡報償 373,000円 検診取りまとめ報償 206,000円	目的 ・各種保健事業の普及啓蒙と、参加 奨を推進し、事業に対する村民の 識の高揚を図る。 設置基準 ・集落単位 概ね30世帯に1人 選任方法 ・区長の推薦 任期 無し 推進員数 ・保健委員(男性)49人 ・健康づくり推進員(女性)133人 記念品3,000円の物*133人	目的 ・各種保健事業の啓蒙普及、参加勸 奨を推進し、地域住民の健康保持に 寄与する。 設置基準 ・集落単位 100世帯に1人 専任方法 ・集落総代の推薦 任期 2年 推進員数 105人 報酬 5,000円/年 町助成900,000円 1戸500円を健康協会に集める		

課題・問題点	荒川町には制度がない。山北町は健康協会組織がしっかりできている。変更が難しい。組織形態や業務内容など市町村によって異なる	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	健康推進員協議会を統合し、助成金は会に助成する。	村上市	885	1,059	174
処理の時期	合併時	荒川町		300	300
具体的処理方法	まず、業務内容の統一を検討する。その後、必要に応じて助成について検討する。	神林村	557	294	-263
		朝日村	1,214	546	-668
		山北町	900	240	-660
		粟島浦村			
		広域事務組合			
根拠条例・規則等		計	3,556	2,439	-1,117
		検討結果	10	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 4 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	健康診査に関すること	検討確認項目	基本健康診査	検討確認細項目	基本健診		
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合				
<p>実施時期 5月下旬から6月中旬の19日間 及び7月上旬の11日間</p> <p>方法 集団</p> <p>一部負担金 1,500円</p> <p>無料の者 70歳以上 40歳の人</p> <p>対象者 40歳以上</p> <p>基本 30~39歳 4,557,600円 C型肝炎 800円*750人= 600,000円 HbA1c 760円*4,380人*1.05 = 3,495,240円</p>	<p>対象者 30歳</p> <p>一部負担金 1400円</p> <p>無料 生活保護受給者 70歳以上</p> <p>実施期間 5・6月の7日間</p> <p>受診者数 1473人</p>	<p>実施時期 5月中旬から6月上旬の8日間 及び7月上旬の11日間</p> <p>方法 集団(保健センター、小学校等)</p> <p>対象者 ミニドックは40歳以上69歳まで 基本健診は35歳以上の人</p> <p>料金 1,300円 41歳60歳並びに70歳以上の受診者は無料 肝炎検査は節目、2次とも無料</p>	<p>対象者 ・40歳以上の男女</p> <p>実施時期及び回数 ・5月 10回(於:保健センター)</p> <p>受診人数(平成13年度) 2,386人</p> <p>料金等 ・一部負担金 1,400円 ・65歳以上無料</p> <p>ミニドックも実施している。</p>	<p>対象者 30歳以上</p> <p>実施時期及び回数 4月 13会場(集落センター等)</p> <p>実施人数 2,174人</p> <p>料金等 ・一部負担金 1,300円 ・厄年(41歳・60歳)及び70歳以上無料</p> <p>結果指導会 39会場 1,561人</p>	<p>対象者 住民全員 一部負担なし</p> <p>事後指導会 2回</p>					
課題・問題点	対象年齢が30歳~と40歳~、無料対象者も65歳~と70歳~などさまざまである。						調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。ミニドックの併用も考える。						現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時						村上市	29,471	38,124	8,653
具体的処理方法	30歳以上を対象として、一部負担金1,500円を徴収し、70歳以上は無料とする。C型肝炎ウイルス検査については、新市になる17年18年は無料とする(19年廃止)。HbA1cは全員実施(現行のまま無料)とする。若い人のミニドックの拡大も検討する。						荒川町	13,035	15,000	1,965
根拠条例・規則等							神林村	14,710	15,050	340
							朝日村	22,540	22,540	
							山北町	15,107	15,107	
							粟島浦村	2,002	1,720	-282
						広域事務組合				
						計	96,865	107,541	10,676	
						検討結果	10	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山 たつ

番号 4 - 6 - 4 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	健康診査に関すること	検討確認項目	骨粗しょう症検診	検討確認細項目	骨粗しょう症検診
----------	------	------	------	------------	--------	----------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
実施なし 40歳 250人 50歳 250人 受診率 30% 女性 5,000円 * 500 * 30% * 1.05 = 787,500円 (病院検診料で算定) 臨時雇上げ 4,000円 * 6回 = 24,000円	H14年実施予定 対象 40・50歳の女性	実施なし	実施なし	実施なし	30歳以上 受診者 103人 一部負担金 1,000円 ↓ 40才 1人 50才 4人 5,000円 * 5人 * 30% * 1.05 = 7,875円	

課題・問題点	現在は、荒川町と粟島浦村しか実施していない。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円		
調整方針	新市に移行後、速やかに調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
処理の時期	合併後	村上市	812	812
具体的処理方法	新市に移行後、40歳、50歳の女性を対象に受診率目標を30%として調整する。 基準額の1/3は自己負担とする。(粟島浦村は、40才、50才の女性に対して個別検診を検討する。)	荒川町	91	146
		神林村		221
		朝日村		245
		山北町		263
		粟島浦村	454	-446
		広域事務組合		
		計	545	1,786
根拠条例・規則等	老人保健法	検討結果	11	備考

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 5 - 1 - 1

協定項目	その他	分科会名	保健衛生	調整項目	検診事業に関すること	検討確認項目	各種がん検診	検討確認細項目	胃がん検診
------	-----	------	------	------	------------	--------	--------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>胃がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 40歳以上 一部負担金 1,200円 <p>40歳、70歳以上 無料</p> <p>30歳～39歳人口の5%の150人 4,300円*150人*1.05 = 677,250円</p>	<p>対象者 30歳以上</p> <p>一部負担金 1100円</p> <p>受診者数 828人</p> <p>無料者 生保 国保 70歳以上</p>	<p>対象者 対象者35歳以上 (ミニドックは40歳～69歳)</p> <p>実施時期及び回数 5月 ミニドック8日 8月 15日間24会場</p> <p>一部負担金 900円</p> <p>免除する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯に属する人 生保世帯に属する人 41歳60歳並びに70歳以上の人 	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 30歳以上の男女 <p>実施時期及び回数</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月 26会場 10月 5会場 <p>受診人数(平成13年度) 2,180人</p> <p>料金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金 1,000円 70歳以上無料 	<p>対象者 40歳以上</p> <p>実施時期及び回数 9月 12会場</p> <p>実施人数 980人</p> <p>料金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金 1,000円 厄年(41歳・60歳)及び70歳以上無料 	<p>対象者 20歳以上</p> <p>実施時期及び回数 8月 1回</p> <p>実施人数 170人</p> <p>料金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金 2,000円 胃カメラ検診 	

課題・問題点	対象年齢、一部負担無料及び無料の対象年齢がバラバラである。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	朝日村の例により、合併時までに調整する。	村上市	13,782	14,459	677
処理の時期	合併時	荒川町	3,883	4,000	117
具体的処理方法	30歳以上 対象、 自己負担金 1,000円、70歳以上は無料、粟島浦村は30歳以上、胃カメラにて実施、自己負担 2,000円	神林村	7,224	7,356	132
		朝日村	10,000	10,043	43
		山北町	4,515	4,967	452
		粟島浦村	1,877	1,877	
根拠条例・規則等	老人保健法	広域事務組合			
		計	41,281	42,702	1,421
		検討結果	4	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 5 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	検診事業に関すること	検討確認項目	各種がん検診	検討確認細項目	大腸がん検診
----------	------	------	------	------------	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1 大腸がん検診 ・対象者 40歳以上 ・一部負担金 500円 70歳以上 無料	対象者 40歳以上 一部負担金 500円 受診者数 907人 無料者 生保 国保 70歳以上	対象者 35歳以上 実施時期及び回数 5月 ミニドック8日 8月 15日 日間24回 一部負担金 500円 免除する者 ・市町村民税非課税世帯に属する人 ・生保世帯に属する人 ・41歳60歳並びに70歳以上の人	対象者 ・40歳以上の男女 実施時期及び回数 ・10月 5会場 受診人数(平成13年度) 1,633人 料金等 ・一部負担金 500円 ・70歳以上無料	対象者 40歳以上 実施時期及び回数 9月 12会場 実施人数 978人 料金等 ・一部負担金 500円 ・厄年(41歳・60歳)及び 70歳以上無料	対象者 40歳以上 料金等 ・一部負担金 500円	

課題・問題点	対象年齢、一部負担無料及び無料の対象年齢がバラバラである。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例により、合併時までに調整する。	村上市	3,507	3,507	0
処理の時期	合併時	荒川町	1,589	1,600	11
具体的処理方法	40歳以上 対象、70歳以上は無料、自己負担金 500円	神林村	2,369	2,520	151
		朝日村	2,800	2,830	30
根拠条例・規則等	老人保健法	山北町	1,680	1,680	0
		粟島浦村	344	344	0
		広域事務組合			
		計	12,289	12,481	192
		検討結果	2	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 5 - 1 - 3

協定項目 ・ その他	分科会名	保健衛生	調整項目	検診事業に関すること	検討確認項目	各種がん検診	検討確認細項目	肺がん検診 (喀痰)
------------	------	------	------	------------	--------	--------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
肺がん検診 (喀痰細胞診) ・対象者40歳以上ハイリスク 900円 70歳以上 無料	対象者 ・40歳以上のハイリスク 50歳以上の希望者 一部負担金 800円 受診者数 565人 無料者 生保 国保 70歳以上	なし	対象者 ・40歳以上のハイリスク 実施時期 ・7月 1月 受診人数 (平成13年度) 喀痰検査 142人 料金等 ・一部負担金 800円 ・70歳以上無料	対象者 40歳以上のハイリスク者 実施時期 5月 実施人数 59人 料金等 ・一部負担金 800円 ・厄年 (41歳・60歳) 及び 70歳以上無料	対象者 40歳以上 ハイリスク 料金等 ・一部負担金 500円 実施時期 6月 受診者 70人				
課題・問題点	対象者はそろっているが、一部負担金にバラつきがある。また、神林村では実施していない。					調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
調整方針	朝日村の例により、合併時までに調整する。					現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時					村上市	4,114	4,114	0
具体的処理方法	40歳以上のハイリスク 対象、70歳以上は無料、自己負担金 800円					荒川町	3,121	1,700	-1,421
根拠条例・規則等	老人保健法					神林村		2,032	2,032
						朝日村	448	450	2
						山北町	210	210	0
						粟島浦村	210	210	0
						広域事務組合			
計	8,103	8,716	613						
検討結果						4	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 5 - 1 - 4

協定項目	その他	分科会名	保健衛生	調整項目	検診事業に関すること	検討確認項目	各種がん検診	検討確認細項目	子宮がん検診
------	-----	------	------	------	------------	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
子宮頸がん検診 ・対象者 30歳以上の女性 車 900円 施設 2,000円 30歳、70歳以上 無料	対象者 30歳以上の女性 一部負担金 車検診 800円 施設検診 1800円 受診者数 車検診 346人 施設検診先進 66人 無料者 生保 国保 70歳以上	子宮頸がん検診実施 対象者 30歳以上の女性 実施時期及び回数 9月～12月 10日 実施形式 施設検診 村上総合病院 一部負担金 1,500円 免除する者 ・市町村民税非課税世帯に属する人 ・生保世帯に属する人 ・41歳60歳並びに70歳以上の人	対象者 ・30歳以上の女性 実施時期及び回数 ・6～7月 8会場 受診人数(平成13年度) 756人 料金等 ・一部負担金 600円(車) ・70歳以上無料	対象者 30歳以上 実施時期及び回数 10月 6会場 施設検診1回 実施人数 585人 料金等 ・集団検診 800円(車) ・施設検診 1,800円 ・厄年(41歳・60歳)及び 70歳以上無料	対象者 30歳以上 料金等 ・一部負担金 1,000円(車)	

課題・問題点	一部負担金にバラつきがあり、車検診のみ実施している町村、乳がん検診とセットで実施している村など方法も様々である。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	8,178	8,178	0
処理の時期	合併時	荒川町	1,947	2,200	253
具体的処理方法	20歳以上対象、70歳以上 無料、2年に1回車検診、施設検診の両方を実施する。 自己負担 車検診 800円、施設検診 2,000円	神林村	2,747	3,033	286
		朝日村	2,719	2,800	81
		山北町	2,364	2,364	0
		粟島浦村	402	402	0
		広域事務組合			
根拠条例・規則等	老人保健法	計	18,357	18,977	620
		検討結果	10	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 5 - 1 - 5

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	検診事業に関すること	検討確認項目	各種がん検診	検討確認細項目	乳がん検診
----------	------	------	------	------------	--------	--------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>乳がん健診 ・対象者40歳以上女性 自己負担 3,000円 70歳以上 無料 国保 無料</p> <p>検診間隔 2年に1回</p> <p>方法 施設検診</p> <p>検診料 5,200円*1.05</p> <p>支出 5,460円*600人 = 3,276,000円</p> <p>合併時 受診者 ~69歳 624人 70歳~ 176人</p> <p>合併時 収入1,700円*650人=1,105,000円</p> <p>支出5,460円*800人=4,368,000円</p>	<p>対象者 40歳以上の女性</p> <p>自己負担 マンモ 2,500円 視触診 800円 70歳以上無料</p> <p>受診間隔 全員</p> <p>方法 集団検診 マンモ 施設検診 視触診</p> <p>検診料 マンモ 4,800円*1.05 視触診 2,850円</p> <p>支出 マンモ 5,040円*340人 = 1,713,600円</p> <p>合併時 受診者数 ~69歳 160人 70歳~ 40人</p> <p>合併時 収入1,600円*160人=256,000円</p> <p>支出5,040円*200人=1,008,000円</p>	<p>対象者 40歳以上の女性</p> <p>自己負担 1,700円 70歳以上 無料 41,61歳 無料</p> <p>検診間隔 2年に1回</p> <p>施設検診 村上総合病院</p> <p>検診料 5,200円*1.05</p> <p>支出 5,460円*290人 = 1,583,400円</p> <p>合併時 受診者数 ~69歳 240人 70歳~ 60人</p> <p>合併時 収入1,700円*240人=408,000円</p> <p>支出5,460円*300人=1,638,000円</p>	<p>対象者 ・40歳以上の者</p> <p>自己負担 1,600円 70歳以上 無料</p> <p>検診間隔 全員</p> <p>方法 集団健診 マンモ</p> <p>検診料 4,800円*1.05</p> <p>支出 5,040円*723人 = 3,643,920円</p> <p>合併時 受診者数 ~69歳 320人 70歳~ 80人</p> <p>合併時 収入1,600円*320人=512,000円</p> <p>支出5,040円*400人=2,016,000円</p>	<p>対象者 40歳以上</p> <p>自己負担 1,600円 70歳以上 無料</p> <p>検診間隔 全員</p> <p>方法 集団健診 マンモ</p> <p>検診料 4,800円*1.05</p> <p>支出 5,040円*450人 = 2,268,000円</p> <p>合併時 受診者 ~69歳 200人 70歳~ 50人</p> <p>合併時 収入1,600円*200人=320,000円</p> <p>支出5,040円*250人=1,260,000円</p>	<p>対象者 30歳以上</p> <p>自己負担 500円 70歳以上 無料</p> <p>検診間隔 全員</p> <p>方法 集団健診 視触診</p> <p>検診料 1,950円*1.05</p> <p>支出 2,048円*98人 = 200,704円</p> <p>合併時 受診者 ~69歳 40人 70歳~ 10人</p> <p>合併時 収入1,600円*40人=64,000円</p> <p>支出5,040円*50人=252,000円</p>	

課題・問題点	施設検診のところ、集団検診のところ、併用しているところと方法がバラバラである。無料の年齢もバラバラである。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	3,276	4,368	1,092
処理の時期	合併時	荒川町	1,714	1,008	-706
具体的処理方法	40歳以上の女性を対象。70歳以上無料。自己負担 集団検診 1,600円、施設検診 1,700円とし、地域によって集団検診と施設検診を併用。2年に1回の検診間隔とする。	神林村	1,584	1,638	54
		朝日村	3,644	2,016	-1,628
		山北町	2,268	1,260	-1,008
		粟島浦村	201	252	51
根拠条例・規則等	老人保健法	広域事務組合			
		計	12,687	10,542	-2,145
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 5 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	検診事業に関すること	検討確認項目	胸部レントゲン撮影	検討確認細項目	胸部レントゲン撮影
----------	------	------	------	------------	--------	-----------	---------	-----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
対象者 16歳以上 一部負担金 なし 集団検診 実施機関 新潟県保健衛生センター 村上保健所 精検が病院になると1,200円UP 1,200円*150人=144,000円 従来5,000,000円 5,144,000円	対象者 16歳以上 受診者数 2554人	対象者 16歳以上 実施時期及び回数 5月 ミニドック8日 8月 15日間24回 実施機関 村上総合病院 新潟県保健衛生センター 村上保健所 一部負担金 なし 13人 精検	対象者 ・16歳以上の男女 実施時期 ・春、秋 受診人数(平成13年度) ・4,185人 料金等 ・無料	対象者 16歳以上 実施時期及び回数 4月 13会場 未受診者検診1回 実施人数 2,979人 料金等 無料	対象者 16歳以上 実施時期及び回数 6月 2会場 受診者数 292人 料金等 無料	

課題・問題点	全市町村同一であるが、精検の方法が地域の事情により異なる。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	5,000	5,144	144
処理の時期	合併時	荒川町	2,065	2,100	35
具体的処理方法	法で決まるとおり実施する。間接X-Pと直接X-P及び喀痰検査を保健所または病院で実施する。	神林村	1,800	1,853	53
		朝日村	3,156	3,156	0
		山北町	3,250	3,250	0
		粟島浦村	147	147	0
根拠条例・規則等	結核予防法	広域事務組合			
		計	15,418	15,650	232
		検討結果	1	備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農 政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 3 - 1 - 4

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	生産調整等	検討確認項目	生産調整対策	検討確認細項目	生産調整対策
----------	------	----	------	-------	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
生産調整配分 配分方法 15a以上の経営農家に一律に配分。 (農協に出荷しない農家にも配分) 配分率 27.00% 生産調整目標面積 297.65ha (拡大分、加工用米を含む)	生産調整配分 配分方法 10a以上耕作農家 一律配分 10a未満耕作農家 一律1a配分 配分率 32.00% 生産調整目標面積 398.33ha (拡大分、加工用米を含む)	生産調整配分 配分方法 飯米農家(20a以下)除く一律配分 飯米農家にも協力願っている 配分率 28.66% 生産調整目標面積 614.04ha (拡大分、加工用米を含む)	生産調整配分 配分方法 全農家に定率により配分 配分率 28.53% 生産調整目標面積 548.94ha (拡大分、加工用米を含む)	生産調整配分 配分方法 10a以上耕作農家 配分率 ほ場整備田 27.9% 未整備田 24.0% (緊急拡大分も同様) 生産調整目標面積 144.61ha (拡大分、加工用米を含む)	該当なし	

課題・問題点	(1)各市町村により転作率や配分方法が異なる	調整後における事業費等影響額		
		単位:千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	新市に移行後、配分方法を統一する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	(1)新市に移行後、配分の対象農家等について調整する。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	11	備考

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農業委員会 分科会
分科会長 神林村 平山吉郎

番号 5 - 1 - 2 - 9 - 1

協定項目・その他	分科会名	農業委員会	調整項目	業務・事業関係について	検討確認項目	その他の業務・事業関係	検討確認細項目	農作業賃金		
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	栗島浦村	広域事務組合				
1.改訂時期 毎年12月~1月 2.配布時期 2月上旬 3.決定過程 1)農作業賃金検討委員会(受け手2人、貸し手2人、JA、普及センター、農業委員5人)で素案作成 2)1月の定例会で審議・決定	1.改訂時期 毎年2月 2.印刷配布 毎年3月 3.決定過程 1)振興部会(JA農作業受託部)長、担当職員含む受託部の要望額審議 2)定例会で審議、決定	1.改訂時期 毎年2月 2.配布時期 毎年3月 3.決定過程 1)農作業賃金策定委員会(農業委員10人、共済、普及センター、JA、村)で素案作成 2)2月総会で審議、決定	1.改訂時期 毎年2月 2.配布時期 毎年3月 3.決定過程 1)受け手2人、貸し手2人、JA、農業委員3人で素案作成 2)定例会で審議、決定	1.改訂時期 毎年2月 2.配布時期 毎年3月 3.決定過程 1)受け手5人、貸し手5人、農業委員6人、JA、公社、共済で素案作成 2)定例会で審議、決定	該当なし。					
課題・問題点	各市町村で標準額及び委員構成等に相違あり。						調整後における事業費等影響額 単位:千円			
							現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	標準額等の統一を図る。						村上市	68		
処理の時期	合併後						荒川町	40		
具体的処理方法	合併後1年間は旧市町村の標準額等を使用し、その間に策定委員会を設置し、一本化した標準額等を作成する。						神林村	10		
						朝日村	10			
						山北町	99			
						栗島浦村	0			
						広域事務組合				
						計	232	222	10	
根拠条例・規則等	なし。						検討結果			
						備考				

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農業委員会 分科会
分科会長 神林村 平山吉郎

番号 5 - 1 - 2 - 9 - 2

協定項目・その他	分科会名	農業委員会	調整項目	業務・事業関係について	検討確認項目	その他の業務・事業関係	検討確認細項目	標準小作料	
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	栗島浦村	広域事務組合			
1.改訂時期 3年毎、平成13年4月に改訂 2.委員構成 貸し手、借り手各5人、学識経験者5人 3.標準額等 1級地 33,000円 2級地 26,000円 3級地 22,000円 4級地 13,000円 転作分を加味。30%を超えた場合減額 勧告。	1.改訂時期 概ね3年毎 平成13年4月改訂 2.委員構成 貸し手、借り手各5名、学識経験者4名 3.審議回数 2回で決定、答申 4.標準額等 ほ場整備地 30,000円 第1地域 29,000円 第2地域 26,000円 第3地域 23,000円 転作分を加味。減額勧告は標準小作料の概ね30%超。	1.改訂時期 概ね3年毎 平成13年4月に改訂。 2.委員構成 受け手5人、貸し手5人、学識経験者5人 3.標準額等 ほ場整備地 33,500円 1級地 30,000円 2級地 24,000円	1.改訂時期 概ね3年毎 平成13年4月に改訂。 2.委員構成 受け手5人、貸し手5人、学識経験者4人 3.標準額等 1級地 30,000円 2級地 24,000円 3級地 21,000円 転作を加味。30%を超えた場合減額勧告。	1.改訂時期 概ね3年毎 平成13年4月に改訂 2.委員構成 受け手5人、貸し手5人、農業委員6人 3.標準額等 1級地 20,000円 2級地 18,000円 3級地 16,000円 4級地 7,000円 転作加味してない。30%を超えた場合減額勧告。	該当なし。				
課題・問題点	各市町村で標準額、転作の取り扱い及び減額勧告等に相違あり。					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	標準額等の統一を図る。					現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併後					村上市	200		
具体的処理方法	合併後1年間は旧市町村の標準額等を使用し、その間に策定委員会を設置し、1本化した標準額等作成する。					荒川町	120		
						神林村	206		
						朝日村	120		
						山北町	0		
						栗島浦村	0		
						広域事務組合			
						計	646	420	226
根拠条例・規則等	農地法第23条、第24条					検討結果			
						備考			

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会
分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 1 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	商工観光	調整項目	商業	検討確認項目	商業振興	検討確認細項目	商業振興策
----------	------	------	------	----	--------	------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市商店街環境改善施設整備費補助金 1目的 商店街の環境施設整備及び商業振興 2対象者 商店街振興組合法に規定する組合が認定された高度化事業計画に基づき行う施設整備 3対象事業者 アーケード、アーチ、案内看板 街路灯・歩道特殊舗装 共同駐車場 その他市長が認めたもの 4補助額等 対象経費から他の補助金及び寄付金を差し引いた額の10分の2 5その他 商店街施設整備補助金との併用不可 村上市装飾街路灯施設補助金 1 目的 商店街の環境整備、美化 2 対象 市内商店街 3 補助基準額(1基当り) 新設18万円、改良10年(5年経過) 7万円(3年経過) 4 補助率 100分の25 村上市歩道特殊舗装施設補助金 1 商店街美化、振興 2 通常舗装とカラー、インターロッキング舗装の差額 m ² 当り4千円上限の100分の20 村上市商店街活性化事業補助金 1 商業振興 2 商店街振興組合及び小売、サービス業中小事業者 3 商店街以上で行うイベント、活性化 近代化計画事業 空き店舗活用事業 研究会開催事業 4 10万円から50万円限度	商工会と協議し適宜実施 商工会プレミアム商品券助成 (H14実施 3,250千円)	特に該当はしない	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

課題・問題点	調整方針	処理の時期	具体的処理方法	調整後における事業費等影響額		
				現況予算額	調整後予算見込額	影響額
	荒川町商工会プレミアム商品券助成は荒川町のみ					
	村上市の補助金制度を基本に調整する。	合併時	荒川町プレミアム商品券は、新市に移行することは困難であり、合併時に廃止し、商店街活性化事業の中で検討する。	750	750	-
				村上市		
				荒川町	0	
				神林村	0	
				朝日村	0	
				山北町	0	
				粟島浦村	0	
				広域事務組合	0	
				計	750	750
根拠条例・規則等	村上市商店街環境改善施設整備費補助金交付要綱 村上市商店街活性化事業補助金交付要綱			備考		0

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会
分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 1 - 3 - 3

協定項目 ・ その他	分科会名	商工観光	調整項目	商業	検討確認項目	商業振興	検討確認細項目	中心市街地活性化基本計画
------------	------	------	------	----	--------	------	---------	--------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
平成14年度国に届け出市街地約66haを指定。地域内でのハード、ソフト事業を計画 平成16年度以降TMO設立計画策定	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

課題・問題点	村上市のみ	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	179	
処理の時期	合併時	荒川町	0	
具体的処理方法	現計画を新市に継続する。	神林村	0	
		朝日村	0	
		山北町	0	
		粟島浦村	0	
		広域事務組合	0	
根拠条例・規則等	村上市中心市街地活性化基本計画	計	179	
		検討結果		備考

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会
分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 1 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	商工観光	調整項目	商業	検討確認項目	物産振興	検討確認細項目	物産振興事業
------------	------	------	------	----	--------	------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
堆朱事業の後継者育成、研修補助(定額) 物産品のPRリーフレット印刷 物産の陳列 物産展の開催 わがまちわがむら自慢の逸品まつり参加委託 200千円 村上市ふるさと展委託 300千円 村上駅物産陳列棚小間料 97千円	町のパンフレットで事業者の紹介	村のパンフレットで事業者の紹介	観光パンフレットによるPR	観光パンフレットによるPR	観光パンフレットによるPR	該当なし

課題・問題点	内容は異なるが全市町村が取り組んでいる。	調整後における事業費等影響額 単位:千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	新市に移行後、調整する。	村上市	597	1,267
処理の時期	合併後	荒川町	0	
具体的処理方法	現行のものも残しながら、地元物産振興の方向で調整する。	神林村	0	
		朝日村	670	
		山北町	0	
		粟島浦村	0	
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	
		小計	1,267	1,267
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会

分科会長 村上市 佐藤秀明

番号 5 - 4 - 1 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	商工観光	調整項目	商業	検討確認項目	大規模小売店	検討確認細項目	大規模小売店対策等
------------	------	------	------	----	--------	--------	---------	-----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>村上市大規模小売店舗立地調整会議 (同設置要綱) 周辺地域の生活環境の保持を目的とする 対象 法第2条第2項及び店舗面積300㎡以下 1,000㎡以下の店舗 助役を委員長、関係7課長</p> <p>村上市中規模小売店舗届出要綱 新設又は増設の届出 店舗面積300㎡以上1,000㎡以下対象</p>	<p>荒川町中規模小売店舗出店指導要綱 新規又は増設 店舗面積300㎡以上500㎡以下対象 これを超えるものは、国県の基準により 対応 随時対応</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

課題・問題点	村上市・荒川町のみ、他市町村は随意対応	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	村上市の例により合併時までに調整する。	村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
		荒川町	0		-
		神林村	0		
		朝日村	0		
		山北町	0		
		粟島浦村	0		
		広域事務組合	0		
具体的処理方法	村上市の例により要綱を整備する。	計	0		
		備考			
根拠条例・規則等	<p>村上市大規模小売店舗立地調整会議湿地要綱 村上市中規模小売店舗届出要綱 荒川町中規模小売店舗出店指導要綱</p>	検討結果			

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会
分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 7 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	商工観光	調整項目	商工団体	検討確認項目	商工団体支援	検討確認細項目	商工会振興
----------	------	------	------	------	--------	--------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
商工会議所商工振興事業補助金 商工業者の振興育成 2,500千円 取引推進事業補助金 企業取引の推進 150千円 永年勤続表彰共催負担 負担割合:市、会議所、事業主各 1/3 400千円	商工会補助金 7,500千円 建築組合補助金 800千円 左官同業会補助金 200千円	商工会の円滑な運営に寄与するため 運営費の補助をおこなう 平成14年度 5,000千円 神林村建築組合の育成助成のため 補助金を交付する 230千円 商工会青年部による「むらおこし青年 の会」の活動助成のため、補助金を 交付する 315千円	朝日村商工会補助金 4,500千円 会員数267 個人189 法人78 商工業者数 351 小規模事業者数 324 組織率 76.0% 製造業 28 建設業 113 小売業 75 卸売業 18 サービス業 27 その他 6 商工会の拡充強化 OA機器を活用した経営管理の近代化 商業担い手の確保、育成 各種制度資金の有効利用 商店の売り場近代化とイベントによる 地域産業連携システムの構築 観光や地場産業との連携	町商工会運営費補助金 補助金 4,000千円 温泉付食事券サービス事業補助金 補助金 150千円	該当なし	該当なし

課題・問題点	市町村によって相違がある。	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市	3,050	3,050	0
		荒川町	8,500	8,500	0
処理の時期	合併時	神林村	5,545	5,545	0
		朝日村	4,500	4,500	0
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐが、商工会議所、商工会補助金の相違があるため、合併後、新しい基準を検討し補助額の見直しを図る。	山北町	4,150	4,150	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	25,745	25,745	0
		備考	・新しい補助基準が未定であるので、とりあえず現行額を上限として試算		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会

分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 11 - 1 - 1

協定項目	・ その他	分科会名	商工観光	調整項目	観光団体	検討確認項目	観光団体支援事業	検討確認細項目	観光協会の支援
------	-------	------	------	------	------	--------	----------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
関係団体 村上市観光協会 (組織) 会長1名・副会長2名・理事11名・理事11名・常任理事10名・監事2名・専門部員26名・事務局長1名・事務局員4名・書記1名・会員数91団体 (目的) 観光事業の発展と観光客の誘致を図るため観光宣伝の昂揚に努め、観光地の整備を促進し、その保護を図ると共に併せて産業経済の発展に寄与する。 (事業の内容) 1. 観光事業団体の相互連絡指導並びに市外観光機構との協調に関する事項 2. 観光資源の調査研究、開発促進に関する事項 3. 観光地紹介宣伝並びに観光客誘致に関する事項 4. 郷土の美術工芸の育成、或いは特産品土産品の改善指導及び紹介宣伝に関する事項 5. その他目的達成に必要な事項 (主要事業費) <平成15年度予算> 宣伝事業 5,190千円 誘客促進対策事業 9,990千円 ふれあい交流事業 100千円 協賛事業・その他 6,115千円 専門部活動事業 100千円 組織独立対策事業 5,000千円 (市補助金) 通常補助 5,700千円 パンフレット等作成補助1,620千円	・該当なし	・該当なし	朝日村観光協会への助成 13年度 14年度 役員数 13 13 会員数 56 54 団体数 45 43 賛助会員 8 8 ・事業協力 宣伝事業 誘客促進のための宣伝、広告取材協力、新聞、雑誌、ラジオ 振興事業 観光案内板の設置 環境美化事業 行催事の協力 協賛事業 朝日村ふるさと会 あさひまつり 朝日村自然学校 スキー場スノーフェスティバル 各種イベントの助成	観光協会事務局 観光協会運営費補助金 300千円 会員数 100人 組織 会長 1名 副会長 2名 理事 18名 監事 2名 専門部会 14名 事務局長 1名 事務局員 3名 目的 観光関係者の連携、強調により山北町の観光事業の発展と観光客の誘致を促進するため、観光宣伝の充実と観光資源の開発、整備及び保護を図り、もって地域産業の振興に寄与する。 事業内容 1 観光関係者並びに関係団体及び関係機関等との連携、強調に関する事項 2 観光資源の調査、研究並びに開発整備及び保護に関する事項 3 観光地の紹介及び宣伝並びに観光客誘致に関する事項 4 その他目的達成に必要な事項 主要事業(15年度予算) 宣伝事業 2,712千円 研修事業 150千円 地域イベント 2,060千円 きらきらうえつ受入 495千円 運営費補助金(町)300千円 14年度予算総額 6,482千円	会費 85千円 島開きイベント補助 4000千円	該当なし

課題・問題点	補助金の見直しが必要	調整後における事業費等影響額			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		単位:千円			
		村上市	8,750	8,750	0
		荒川町	0	0	0
		神林村	0	0	0
		朝日村	2,250	2,250	0
		山北町	300	300	0
		粟島浦村	4,085	4,085	0
		広域事務組合	0	0	0
		計	15,385	15,385	0
根拠条例・規則等	村上市観光協会規約 朝日村観光協会規約 山北町観光協会規約 検討結果	備考	・新しい補助基準が未定であるので、とりあえず現行額を上限として試算		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会
分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 11 - 1 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	商工観光	調整項目	観光団体	検討確認項目	観光団体支援事業	検討確認細項目	その他の観光団体支援
------------	------	------	------	------	--------	----------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
瀬波温泉旅館協同組合への支援 現在12軒の旅館・ホテルで構成されており、瀬波温泉における誘客促進、観光振興事業の中核機関となっている。 ・瀬波温泉納涼祭(協会 1,000千円) ・瀬波温泉湯けむり朝市(協会 250千円) せなみすみれの会への支援 市内飲食店や旅館・ホテルの女将さんの会、鮭魂祭の開催のほか、各種観光イベントの協力を目的としている。 補助金(協会 70千円) 観光ボランティアガイド会への支援 平成4年に設立された観光ガイド会 村上へ訪れる方々の観光ガイドを行っている。 きらきらうつつ号対応の観光ガイド謝礼(200千円) 観光ボランティア研修費(14千円)	(おおいしダムまつり実行委員会) 森と湖に親しむ旬間補助金 50千円 (財)東京新潟県人会賛助会費 50千円	日本さくらの会賛助会費 5千円 新潟県花いっぱい連盟会費 5千円 森と湖に親しむ旬間補助金 50千円	(財)東京新潟県人会 50千円 新潟県花いっぱい連盟 5千円 新潟県ほたる連絡協議会 15千円	脇川大橋海洋釣堀運営組合 520千円 笹川流れ道の駅夕日会館 ・建物維持管理に係る経費については軽微なもの以外町負担	粟島旅館組合 イベント補助 200千円	該当なし

課題・問題点	負担金等の見直しが必要。	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	現行のまま新市に引継ぎ、新市に移行後速やかに調整する。	村上市	214	214	0
		荒川町	100	100	0
		神林村	60	60	0
		朝日村	70	70	0
		山北町	520	520	0
		粟島浦村	200	200	0
		広域事務組合	0	0	0
計	1,164	1,164	0		
根拠条例・規則等		検討結果			
		備考	・新しい補助基準が未定であるので、とりあえず現行額を上限として試算		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会
分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 14 - 1 - 1

協定項目	その他	分科会名	商工観光	調整項目	消費者行政	検討確認項目	消費生活センター	検討確認細項目	消費生活センターに関する事務
------	-----	------	------	------	-------	--------	----------	---------	----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
名称 村上市消費生活センター 目的 消費者の意識を啓発し、消費生活の安定、向上を図るため村上市役所内に村上市消費生活センター（以下【センターという）を設置することを目的とする。 対象者 一般消費者 事業概要 センターは消費者教育及び消費者保護を総合的に推進するため、次の業務を行う。 (1)消費生活に関する知識の普及 (2)消費生活に関する相談及び苦情処理 (3)消費生活に関する調査及び収集 (4)その他消費生活に関する事業 負担割合 消費生活情報体制整備事業(生活情報体制整備等補助金) 国庫補助 100% 消費者行政事業 単費	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

課題・問題点	消費生活センターは、村上市にしかない。各市町村にも相談窓口はあるが、担当課がまちまちである。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例による。	村上市	2,945	5,890	2,945
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	今後ますます相談者の増加が予想されることから、新市に消費生活センターを設け、相談体制の充実を図る。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	0
根拠条例・規則等	村上市消費生活センター設置要綱	計	2,945	5,890	2,945
		備考			

事務事業調整検討表

土木建設 部会 建設管理 分科会

分科会長 村上市 五十嵐孝次

番号 6 - 1 - 5 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	建設管理	調整項目	除雪対策	検討確認項目	除雪実施区分	検討確認細項目	除雪実施区分																																
<p>村上市</p> <p>除雪実施要領</p> <p>1.平常時の除雪</p> <p>第1次路線 2車線確保を原則とし幅員構成及び状況によって1車線で要所待避所を設ける。異常降雪時以外は常時交通を確保する。</p> <p>第2次路線 第1次路線を確保した後、1車線または2車線幅員が必要な待避所を設ける。</p> <p>第3次路線 第1次、第2次路線を確保した後で状況により随時除雪を行う。</p> <p>2.異常降雪時の除雪</p> <p>降雪が50cm/24hr程度以上、</p> <p>除雪出動基準</p> <p>1. 降雪が10cm以上に達し交通に支障がある場合</p> <p>2. 私道は日中除雪</p> <p>歩道除雪出動基準</p> <p>1. 確保すべき状況 長靴防寒靴で歩行可能であること</p> <p>2. 除雪幅 1m以上を基準とする。</p> <p>3. 除雪後の残雪深 5cm以下を標準、工法上やむを得ない場合は10cm以下</p> <p>4. 出動基準 歩道上の積雪深が15cm以上</p>	<p>荒川町</p> <p>除雪実施要領</p> <p>1. 平常時の除雪</p> <p>除雪路線道路及び区長要望による道路 午前6時30分迄に交通確保</p> <p>2. 緊急時の除雪</p> <p>緊急警戒体制に関する気象情報もとに緊急時における除雪を遂行する為、常時除雪体制を完備。</p> <p>除雪出動基準</p> <p>1. 概ね10cm～15cmの降雪量</p> <p>歩道除雪出動基準</p> <p>1. 概ね10cm～15cmの降雪量</p> <p>2. 歩行に支障のない幅で除雪</p>	<p>神林村</p> <p>除雪実施要領</p> <p>1.平常時の除雪</p> <p>第1種：幹線道路及び集落内道路で改良済 午前7時30分までに交通確保</p> <p>第2種：集落内道路及びその他の路線 除雪車通行可能路線</p> <p>2.緊急時の除雪</p> <p>県の緊急警戒体制移行と共に移行する 降雪が50cm/24h以上</p> <p>第1種：緊急に1車線の幅員及び待避スペースを確保</p> <p>第2種：緊急に1車線の幅員を確保</p> <p>除雪出動基準</p> <p>1.10cm以上の降雪</p> <p>2.私道は支持があるまで入らない</p> <p>歩道除雪出動基準</p> <p>1.確保すべき状況 長靴、防寒靴で歩行可能 自転車は対象としない</p> <p>2.除雪幅 1m以上</p> <p>3.除雪後の残雪深 5cm以下を標準、除雪工法上やむを得ない場合は10cm以下</p> <p>4.出動基準 歩道上の降雪深がおおむね約10cm程度になった場合を標準</p>	<p>朝日村</p> <p>除雪実施要領</p> <p>1.平常時の除雪</p> <p>第1種： 集落間を結ぶ国・県道に接続する幹線道とし、出勤時間帯までに常時交通を確保し要所に待避所を設ける。</p> <p>第2種： 県道等に接続する幹線村道及び主要な生活道路とし、機械除雪が容易な道路で出勤時間帯までに常時交通を確保し要所に待避所を設ける。</p> <p>第3種： 山間部等できわめて交通量の少ない道路は、第1種、第2種路線を確保した後状況により随時除雪を行う。</p> <p>2.異常降雪時の除雪</p> <p>降雪が50cm/24h以上、</p> <p>第1種： 1日以内に交通確保をはかる。</p> <p>第2種： 2日以内に交通確保をはかる。</p> <p>除雪出動基準</p> <p>1.10cm以上の降雪</p> <p>2.私道は原則除雪しない。</p> <p>歩道除雪出動基準</p> <p>出動基準作成中</p>	<p>山北町</p> <p>除雪実施要領</p> <p>1. 平常時の除雪</p> <p>基本的に全線6時30分までに交通確保</p> <p>第1種：常時2車線確保</p> <p>第2種：原則2車線確保 状況により1車線で待避所</p> <p>第3種：原則1車線確保</p> <p>2. 緊急時の除雪</p> <p>県の緊急警戒体制移行と共に移行する 降雪が50cm/24h以上</p> <p>第1種：緊急に2車線の幅員を確保</p> <p>第2種：緊急に1車線の幅員を確保</p> <p>除雪出動基準</p> <p>1. 10cm以上の降雪</p> <p>歩道除雪出動基準</p> <p>1. 出動基準</p> <p>降雪15cm以上の降雪を目安とする が、出動に際しては担当と協議する</p>	<p>粟島浦村</p> <p>除雪実施要領</p> <p>1.平常時の除雪 なし</p> <p>2.緊急時の除雪 なし</p> <p>除雪出動基準 なし</p> <p>歩道除雪出動基準 なし</p> <p>2.除雪幅</p> <p>3.除雪後の残雪深 なし</p> <p>4.出動基準 なし</p>	<p>岩船広域</p>	<p>調整後における事業費等影響額</p> <p>単位：千円</p> <table border="1"> <tr> <th>現況予算額</th> <th>調整後予算見込額</th> <th>影響額</th> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>岩船広域</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市		0	荒川町		0	神林村		0	朝日村		0	山北町		0	粟島浦村		0	岩船広域		0	計	0	0	<p>課題・問題点</p> <p>各市町村によって実施要領が同一でない。</p>	<p>調整方針</p> <p>現行のものを新市に引き継ぎ、新市移行後、調整を行う。</p>	<p>処理の時期</p> <p>合併時</p>	<p>具体的処理方法</p> <p>現行の除雪実施区分を維持し、新市移行後の降雪期までに新たな実施要領の調整を行う。</p>	<p>根拠条例・規則等</p>	<p>検討結果</p> <p>備考</p>
現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																						
村上市		0																																						
荒川町		0																																						
神林村		0																																						
朝日村		0																																						
山北町		0																																						
粟島浦村		0																																						
岩船広域		0																																						
計	0	0																																						

事務事業調整検討表

土木建設 部会 建設管理 分科会

分科会長 村上市 五十嵐孝次

番号 6 - 1 - 5 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	建設管理	調整項目	除雪対策	検討確認項目	除雪路線・延長	検討確認細項目	除雪路線・延長
------------	------	------	------	------	--------	---------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	岩船広域
1.車道除雪路線数 764路線 市道 549 私道 215	1.車道除雪路線数 341路線 2.車道除雪実延長 99.9km 内委託延長 66.9km	1.車道除雪路線数 364路線 2.車道除雪実延長 129.1Km 内委託延長 129.1Km	1.車道除雪路線数 602路線 2.車道除雪実延長 165.6km 内委託延長 116.8km 3.歩道除雪路線数 1路線 4.歩道除雪延長 860m	1.車道除雪路線数 228路線 2.車道除雪実延長 62.3Km 内、委託路線 62.3Km 3.歩道除雪路線数 4路線 4.歩道除雪延長 1.4Km 内、委託路線 1.4Km	1.車道除雪路線数 1路線 2.車道除雪実延長 14.2Km 内委託延長 14.2Km 3.歩道除雪路線数 0路線 4.歩道除雪延長 0Km 内委託延長 0Km	
2.車道除雪実延長 156.34Km 内委託延長 156.34Km 市道 139.86 私道 16.48	3.歩道除雪路線数 9路線 4.歩道除雪延長 7.6km 内委託延長 7.6km	3.歩道除雪路線数 12路線 4.歩道除雪延長 6.3Km 内委託延長 6.3Km				
3.歩道除雪路線数 37路線						
4.歩道除雪延長 22.54Km 内委託延長 22.54Km						

課題・問題点	各市町村の除雪実施区分による路線、延長数となっている。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ	村上市	28,538	28,538	0
		荒川町	35,826	35,826	0
		神林村	33,099	33,099	0
		朝日村	111,377	111,377	0
		山北町	32,034	32,034	0
		粟島浦村			0
具体的処理方法	現行の除雪路線及び延長数を引き継ぎ、新市において除雪実施要領を調整する。	岩船広域			0
		計	240,874	240,874	0
根拠条例・規則等		検討結果			
		備考			

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会

分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 1 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	国土計画	調整項目	都市計画事業	検討確認項目	都市計画区域	検討確認細項目	都市計画区域
----------	------	------	------	--------	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・都市計画区域 大栗田及び上海府地区山林の一部を除く全域 ・面積 8,759 ha ・人口 31,373人 ・行政区域 面積 14,212 ha 人口 31,758人	・区域 全域 ・面積 3,671 ha ・人口 11,837人 ・行政区域 面積 3,671 ha 人口 11,555 人	・区域 一部山林を除く全域 ・面積 6,631 ha ・人口 10,738人 (平成15年4月1日現在) ・行政区域 面積 8,218ha 人口 10,738人 (平成15年4月1日現在)	無 ・人口 - ・行政区域 面積 62,932ha 人口 12,125人	無 ・人口 - ・行政区域 面積 28,391ha 人口 7,839人	無 ・人口 - ・行政区域 面積 986 ha 人口 449人	

課題・問題点	村上市、荒川町、神林村で区域指定開発行為及び建築確認の支障が生じる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	新市においても、新たに指定する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	新市において計画区域を検討し、審議会に諮る。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計		
		備考		

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会

分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 1 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	国土計画	調整項目	都市計画事業	検討確認項目	都市計画道路	検討確認細項目	都市計画道路
----------	------	------	------	--------	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・路線数 18 路線 ・延長 28,940 m ・改良率 48.0%	・路線数 10 路線 ・延長 28,170 m ・改良率 14.2%	・路線数 4 路線 ・延長 11,150 m ・改良率 3%	・路線数 1 路線 (高速道路) ・延長 4,200 m ・改良率 3%	無	無	

課題・問題点	村上市、荒川町、神林村に都市計画道路、朝日村に高速道路あり	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	現行のまま新市に引継ぎ、合併後調整する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
根拠条例・規則等		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考		

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会

分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 1 - 4 - 1

協定項目・その他	分科会名	国土計画	調整項目	都市計画事業	検討確認項目	用途指定	検討確認細項目	用途指定
----------	------	------	------	--------	--------	------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	粟島浦村
・区域 村上・瀬波温泉地区及び岩船・瀬波地区の一部 ・面積 591 ha ・用途 第1種低層住居専用地域 73ha 第1種中高層住居専用地域 67ha 第1種住居地域 277ha 近隣商業地域 37ha 商業地域 39ha 準工業地域 85ha 工業地域 13ha	・区域 駅前周辺及び坂町大道端地区 ・面積 162ha ・用途 第1種低層住居専用地域 33ha 第1種住居地域 79ha 第2種住居地域 8.9ha 準住居地域 11ha 商業地域 12ha 準工業地域 7ha 工業地域 11ha	無	無	無	無	

課題・問題点	村上市、荒川町で指定	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計		
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 1 - 8 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	委員会の組織運営	検討確認項目	学区、学級編成に関すること	検討確認細項目	学区、学級編成に関すること
------------	------	------	------	----------	--------	---------------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
(学区) 村上市立学校の通学区に関する規則による (学級) 県との協議により編成。 管理指導主事が調整。	(学区) 荒川町公立学校の通学区に関する規則による。 (学区) 県との協議により編成	(学区) 神林村立小・中学校管理運営に関する規則による (学級) 県の基準のとおり	(学区) 朝日村立小・中学校の通学区に関する規則による (学級) 県との協議により編成。	(学区) 山北町立小・中学校通学区規則による (学級) 県との協議により編成。	特になし	

課題・問題点	現段階では、学区や、統合、学級編成についての調整は無理である。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぎ、その後学区や学級編成等について十分な討議を重ねたうえで調整する。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	0	0	0
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 1 - 8 - 5

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	委員会の組織運営	検討確認項目	学区、学級編成に関すること	検討確認細項目	小・中学校の通学計画
------------	------	------	------	----------	--------	---------------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合																																								
各学校毎に作成・指導 教育委員会への対応要望を教育委員会へ提出する。 ・門前谷小学校冬季スクールバス ・街灯整備、歩道整備など スクールバスは、統合校の旧学区に限り運行	各学校ごとに作成・指導 保内小学校は徒歩通学 金屋小学校はバスと徒歩通学 荒川中学校は徒歩と自転車（地域別に指定している）	小学校 通学路は各学校で決めている 一部バス通学あり 中学校 通学路及び自転車通学範囲は各学校で決めている	小学校 4 km未満の児童は集団登下校を原則とし、決められたルートを各学校で指導する。 中学校 6 km未満の生徒は自転車及び徒歩で登下校を原則とし、決められたルートを各学校で指導する。	小学校 各学校毎に作成、指導（バス通学以外） 中学校 学校で作成、指導（バス通学以外）	学校に作らせる 内浦 徒歩 釜谷 スクールバス																																									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">スクールバス所有等の状況</th> <th>単位：台</th> </tr> <tr> <th></th> <th>所有</th> <th>リース</th> <th>業務委託</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上市</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	スクールバス所有等の状況			単位：台		所有	リース	業務委託	村上市	4	0	0	荒川町	0	0	0	神林村	0	4	0	朝日村	9	3	0	山北町	9	2	9	粟島浦村	0	0	1	広域事務組合	0	0	0	計	22	9	10
スクールバス所有等の状況			単位：台																																											
	所有	リース	業務委託																																											
村上市	4	0	0																																											
荒川町	0	0	0																																											
神林村	0	4	0																																											
朝日村	9	3	0																																											
山北町	9	2	9																																											
粟島浦村	0	0	1																																											
広域事務組合	0	0	0																																											
計	22	9	10																																											

課題・問題点	通学区については合併前には調整不可能。通学方法は各市町村において対応に差がありすぎる。					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">調整後における事業費等影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>現況予算額</th> <th>調整後予算見込額</th> <th>影響額</th> <th>-</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上市</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	調整後における事業費等影響額				単位：千円		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-	村上市	0	0	0	0	荒川町	0	0	0	0	神林村	0	0	0	0	朝日村	0	0	0	0	山北町	0	0	0	0	粟島浦村	0	0	0	0	広域事務組合	0	0	0	0	計	0	0	0	0
調整後における事業費等影響額				単位：千円																																																				
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-																																																				
村上市	0	0	0	0																																																				
荒川町	0	0	0	0																																																				
神林村	0	0	0	0																																																				
朝日村	0	0	0	0																																																				
山北町	0	0	0	0																																																				
粟島浦村	0	0	0	0																																																				
広域事務組合	0	0	0	0																																																				
計	0	0	0	0																																																				
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ																																																							
処理の時期	合併時																																																							
具体的処理方法	新市において 当分は旧町村の学区を尊重する。 通学路の安全確保を図る。 区域外通学については柔軟に対応する。 冬期間のスクールバスについては速やかに地域差の解消を図る。 スクールバスは教育委員会専用のバスを確保し、空き時間は多目的利用を図ることを基本に調整する。																																																							
根拠条例・規則等						検討結果 備考																																																		

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 1 - 8 - 6

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	委員会の組織運営	検討確認項目	学区、学級編成に関すること	検討確認細項目	学区外通学許可基準について
------------	------	------	------	----------	--------	---------------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
学区外通学基準 ・児童生徒の身体的理由による希望があり教育委員会が認めるとき ・住民異動に係る教育的配慮が必要と教育委員会が認めるとき ・家庭環境等の理由による希望があり教育委員会が認めるとき ・その他教育的配慮が必要と教育委員会が認めるとき	荒川町学区外通学取り扱い要領による。できるだけ、その意に添うように進める。	神林村学区外通学取扱要領により、教育委員会が認めたとき できるだけ意に添うよう努めている	・児童生徒の身体的理由による希望があり教育委員会が認めるとき ・住民異動に係る教育的配慮が必要と教育委員会が認めるとき ・家庭環境等の理由による希望があり教育委員会が認めるとき ・その他教育的配慮が必要と教育委員会が認めるとき	基準なし (他の事例により個々に判断)	該当なし	

課題・問題点	各市町村とも同様の基準を設定しているが、具体的な運用はケースバイケースで対応。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例により、基準を定める。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併後	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	当分の間は村上市の例を参考としながら対応。合併後は村上市の例により、新市の基準を定める。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	0	0	0
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 1 - 8 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	委員会の組織運営	検討確認項目	学区、学級編成に関すること	検討確認細項目	スクールバス運行の時期・範囲
------------	------	------	------	----------	--------	---------------	---------	----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
通年運行 統合された旧学区に限定 冬季間（12/1～3/末） 門前谷小学校区の一部	金屋小（長政、名割 1年～3年） 通年運行 金屋小学校、名割分校廃止の条件	該当なし	通年運行 小学校 4km以上 中学校 6km以上 冬季間（12/1～3/末） 小中全員 但し、小学校は希望しない集落、中学校は希望しない生徒は対象外とする。	通年運行 小学校 4km以上 中学校 6km以上 冬季間（12/1～3/末） 小学校 2km以上 中学校 3km以上	通年運行 釜谷児童生徒	

課題・問題点	各市町村の対応に大きな開きがある。通学助成を含め、特に神林村の対応については考える必要あり。朝日村の冬季スクールバスの運行に合わせ、各市町村で冬季スクールバスの運行を検討する必要がある。特に同じ1Km程度の距離でも、市街地での1Kmと田園部の1Kmでは、地吹雪などの影響や安全性が大きく異なる事を考慮する必要がある。地域差を設定する場合は、均衡を崩さない明確な運行基準を作成する必要がある。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。合併前に現行のスクールバス運行基準を明確にし、調整して明文化しておく。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時	村上市	10,896	10,896	0
具体的処理方法	当面は各市町村の実情に合わせながら運行する。合併後は、地域事情を考慮し、かつ通学時の安全確保の趣旨からスクールバスの適用範囲を再検討する。	荒川町	2,560	2,560	0
		神林村	0	0	0
		朝日村	15,821	15,821	0
		山北町	2,000	2,000	0
		粟島浦村	150	150	0
		広域事務組合		0	0
根拠条例・規則等		計	31,427	31,427	0
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 9 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	給食及び給食センター	検討確認項目	給食方式	検討確認細項目	給食方式
------------	------	------	------	------------	--------	------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
(1) 小学校 6校が自校方式の完全給食 1校が共同調理場方式の完全給食 (2) 中学校 2校が自校方式の完全給食 1校が共同調理場方式の完全給食	(1) 小学校 (2校)完全給食 (2) 中学校 (1校)ミルク給食 (平成15年度から中学校完全給食を実施予定)	(1) 小学校 全校が自校方式の完全給食 (2) 中学校 全校が自校方式の完全給食	(1) 小学校 全校(6校)とも共同調理場方式の完全給食 (2) 中学校 共同調理場方式の完全給食	(1) 小学校 共同調理場方式の完全給食 (2) 中学校 共同調理場方式の完全給食 委託料 設備維持管理 警備保障 ねずみ駆除	補食 牛乳 村の補助 500,000円 合併と同時に学校給食の実施が必要 早期に実現することを優先する。島内の業者を使った民間委託など。	

課題・問題点	各市町村毎対応が異なる。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現状のまま新市に引き継ぐ。	村上市	177,069	177,069	0
		荒川町	56,583	56,583	0
処理の時期	合併時	神林村	89,507	89,507	0
		朝日村	129,976	129,976	0
具体的処理方法	現状のまま新市に引き継ぎ、合併後地域的バランス等を考慮し効率化を図る。粟島は合併後の給食を早期に実現させる事を優先し民間委託の方向で検討する。	山北町	54,397	54,397	0
		粟島浦村	500	4,000	3,500
根拠条例・規則等		広域事務組合			0
		計	508,032	511,532	3,500
		検討結果	備考		